

官報

号 外
国会会議録

令和八年五月十三日

○第二百一十一回 参議院会議録第十二号

令和八年五月十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

令和八年五月十三日

午前十時開議

第一 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

健康保険法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。上野賢一郎厚生労働大臣。

(「國務大臣上野賢一郎君登壇、拍手」)

○國務大臣(上野賢一郎君) ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

少子高齢化の進行により、社会保障制度の支え

令和八年五月十三日 参議院会議録第十二号

議事日程追加の件 健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

るため、出産に係る保険給付体系を見直し、厚生労働大臣の指定する施設等において行われる分娩に関する新たな給付を創設するとともに、一定の現金給付を行うこととします。加えて、厚生労働大臣の指定する施設に対し、分娩の手当等の内容や費用に関する情報の報告を義務付けます。

また、妊娠に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、母子保健法に基づき妊婦に対する健康診査について、国が定める望ましい基準に係る標準額を診療報酬等を勘案して定めるとともに、市町村及び医療機関が当該健康診査を行うに当たっては、当該基準及び標準額を勘案するよう努めなければならないこととします。加えて、国が、妊婦に対する健康診査の内容や費用に関する情報を収集し、公表することとします。

第四に、現在、未就学児の被保険者を対象としている国民健康保険における均等割保険料等の五割を軽減する措置について、その対象を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者まで拡充します。

第五に、高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化することとします。

第六に、業務効率化、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けるほか、計画を作成して業務効率化、勤務環境改善に取り組む病院を厚生労働大臣が認定する仕組みを設けます。

第七に、令和八年度から令和十年度までの特例として、全国健康保険協会に対する国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる時限的措置を講じます。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和九年四月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。自見はなこ君。

(「自見はなこ君登壇、拍手」)

○自見はなこ君 自由民主党の自見はなこです。会派を代表して、健康保険法改正案について質問いたします。

公定価格で運用される医療、介護、福祉の現場は、近年の物価高により、極めて厳しい状況に置かれています。そのような中、昨年末には三十年ぶりの診療報酬等の大改定となりました。高市総理の決意と決断に心から感謝を申し上げます。

しかしながら、本年二月からの中東情勢の緊迫化により、物品購入費や委託費などが高騰し、厳しい状況が続いています。

その上、少子化は、医療機関、とりわけ産科や小児科に深刻な影響を及ぼしています。特に産科では、地方で分娩数がある一定数を下回ると、不採算化による分娩施設の閉鎖が相次いでいます。

また、小児科の入院は集約化できたとしても、日常診療を担う外来は、集約化になじみにくい性質があります。子供の数の減少により、出来高払では経営が厳しさを増しており、学校医など公衆衛生活動への影響も全国で深刻化し始めているます。

保育分野では、人口減少地域の保育機能の確保に資する支援が始まりました。一件当たりの分娩費用の十分な確保が必要なこととはもとより、産科や小児科の医療機関の特性に応じて、妊娠や出産、産前産後ケア等、子育てに必要な社会インフラを、厚生労働省やこども家庭庁が緊密に連携し、財政面を含め抜本的に強化していくことが不可欠ですが、高市総理の御所見をお伺いいたします。

高市総理が掲げる攻めの予防医療の真の実効には、人生の早い段階から切れ目なく予防に取り組むことが大切です。

その中でも、現在見直しが行われている学校健診は、学校現場の負担軽減や学校医の不足への対応などの課題は重要ですが、それだけでは健康課題の進展に対応できません。効果や実現性が見込まれる分野から地域モデルを先行実施し、全体の見直しにつなげるとともに、子供たちの今の健康のみならず、将来の重篤な疾病を防ぐ観点から、攻めの予防医療と接続する基盤として改めて位置付けるべきです。

循環器病は、医療費が診療科別で最大です。その中でも、家族性高コレステロール血症は、約二百五十人に一人と高頻度の疾患です。若年心筋梗塞の重要な要因ですが、我が国の診断率は一％にとどまっています。香川県では、約十四年前から全県で学齢期での健康診断が実施され、早期発見、早期治療が行われています。

心電図のDX化や機器を用いた脊柱側弯症検査など、治療可能な疾病への対応が必要で

将来の疾病予防の観点から、文部科学省と厚生労働省が連携し、地域の医療機関や検査機関の協力を仰ぎ、持続可能な実施を整備することが重要です。

さらに、乳幼児健診等は、母子保健と医療を結ぶ自治体情報管理基盤、PMHの運用が始まるうとしていきます。学校健診においても、PMHの下、ライフコース全体で健康情報をシームレス化することで予防医療に活用できます。

そこで、攻めの予防医療の実現のため、学齢期の健康診断について、内容や実施体制も含めて抜本的に見直すべきです。その上で、関係省庁が連携して取り組むことが重要ですが、総理のお考えと御決意をお聞かせください。

高額療養費については、患者団体や長期療養者の方々の声に耳を傾け、高額療養費の引上げ幅を半額に抑えるとともに、多数回該当に達しないまま高額な自己負担を継続している患者にも配慮し、年度額の自己負担上限を設定するよう活動い

たしました。

その上で、高額療養費制度が患者を支える制度であり続けるためには、今後も状況を把握していくことと併せて、今回、退職や転職等による保険者変更に関わる多数回該当の初期化、合算可能レセプトの要件や暦月単位判定、償還払いによる一時的負担などを改善すべきと考えますが、総理の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 自見はなこ議員の御質問にお答えいたします。

子育てに必要な社会インフラの強化についてお尋ねがございました。

出産に係る新たな給付の水準については、保険料への影響に留意しつつ、産科医療機関の経営状況も踏まえ、施行に向けて丁寧を検討してまいります。

また、妊娠、出産に伴う経済的負担を軽減するための対策に加え、分娩取扱施設が減少する地域における産科医療機関への支援、地域に不可欠な小児医療の拠点となる機能を持つ病院への支援、産後ケア事業の計画的な提供体制の整備や、施設整備や改修に伴う費用の補助などに総合的に取り組み、関係省庁が連携して、地域で安心して子供を産み育てる社会を築いてまいります。

学齢期の健康診断についてお尋ねがありました。

御提案は、攻めの予防医療にもつながる重要な御指摘であります。子供たちの生涯の健康を見据えて、学齢期の健康診断の在り方について不断の見直しを行うていく必要があると考えます。

現在、文部科学省において有識者会議を立ち上げ、医療関係者や教育関係者に加え、関係省庁も参画して、学校健診の内容や実施体制について、学校現場の負担や地域の医療機関との連携の観点を含め検討が進められています。

今後、この議論を踏まえ、政府として、子供の健康維持や健康寿命の延伸に向けて必要な対応を行ってまいります。

高額療養費制度についてお尋ねがございました。

今回の制度改正により受診行動にどのような影響があるかなど、今後の状況について丁寧に把握してまいります。

また、多数回該当の取扱いと償還払いの改善については、できるだけ早期に実現できるよう、実務面、システム面の課題を整理しつつ、保険者を始めとした関係者との調整を進めます。

合算可能なレセプトの要件を改善することについては、一千億円を超える財源が必要となり、高額療養費制度の中での見直しの優先順位をどう考えるかという課題があります。

暦月単位の取扱いについては、医療機関において、暦月単位で医療費を集計し、レセプトの請求をしているという実務面を踏まえると、運用の柔軟化には課題があります。ただし、新たに導入する年間上限により、月をまたぐ場合であっても一定の金額に達すればそれ以上の自己負担は不要となるよう改善が図られます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 小西洋之君。

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 立憲民主・無所属の小西洋之です。

会派を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

冒頭、本法案責任者の高市総理の地位の正当性に、総理に質問をいたします。

本法律案には、さきの総選挙での与党の公約事項が複数含まれていますが、高市総理は、公設第一秘書の木下氏の総選挙などにおける批判・中傷投稿への関与疑惑について、我が会派の小島とも子議員、森ゆうこ議員の質問に対し、高市陣営は

高市事務所が運営するアカウント以外でのSNS発信は行っていないといったあからさまな御飯論法の答弁を繰り返しています。

問われているのは、木下秘書が第三者たる起業家の松井氏に批判・中傷動画の作成と発信を依頼していたかどうかであります。高市総理は、週刊誌よりも秘書を信じた上で、木下氏と松井氏は面識がないとまで答弁していますが、秘書を信じるのは結構ですが、秘書と一緒に国会や国民に対して御飯論法の説明をすることは許されません。

木下秘書が松井氏に総裁選、総選挙で批判、中傷のSNS動画の作成と発信の依頼を本当にしているのかについて、木下秘書が送受信していたとされる週刊誌報道にあるLINE、シグナル、ショートメッセージについて、高市総理自身の責任でその存否と内容の真偽を実際に確認した結果について、具体的な答弁の説明を求めます。

また、木下秘書は、収支報告書によれば、高市総理の二つの国会議員関係政治団体の会計責任者となつています。報道の動画の作成、発信に要した費用はこれら政治団体の支出なのか、松井氏側からの領収書の受領の有無、各団体の会計帳簿への記載の有無、収支報告書への記載の事実関係について、総理の政治団体の代表者の立場としての責任も含め、会計責任者の木下氏に確認した結果について答弁を求めます。

高市総理は、二〇二三年に、総務大臣当時主導した放送法の解釈改変について、その経緯を記録した総務省の行政文書をめぐり、部下の官僚たちが悪意を持って捏造したなどと誹謗中傷し、捏造でなければ大臣も議員も辞職すると答弁をしながら、当該文書を作成した三名の官僚全員が捏造などしていないと本院に報告などをしても、なお、その地位に居座り続けました。

誠に保守政治家の風上にも置けません、週刊誌報道の内容に関する高市総理の関与の有無と、

仮に民主主義の根幹に関わる今般の報道内容が事実であった場合には、総理・総裁としてのような責任を取る覚悟なのかについて答弁を求めます。

次に、医療基盤物資などの供給確保について伺います。

ナフサ供給に関する総理の説明にかかわらず、医療現場などでの不安の声はやまず、拡大しています。

実効的かつ根本的な解決はホルムズ海峡の通航確保しかありません。在日イラン大使のセアダット氏は、私に対して、高市総理とイラン大統領の首脳間の電話会談において日本とイランの個別協議で日本のタンカーの通航が可能である旨高市総理に告げていると述べましたが、この事実関係について答弁するとともに、イランとの個別協議を実施する意思の有無とその理由について、総理の答弁を求めます。

また、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を掲げながら、首脳間の一方通行的な電話だけで、イラン友好国などの日本の独自性を生かし、パキスタンのようなアメリカとイランの間の主體的な和平の仲介外交の努力をなげ行わないのか、その理由を、総理、答弁ください。

高額療養費について質問します。

政府は令和八年度予算において制度の見直しを行いました。一月当たり百十七円の保険料減額の対価として、高額療養費を使う患者の約八割が負担増、月額では最大で約三八％の負担増などの事態を生じ、患者団体や医療経済学者などから強い批判、懸念の声が上がっています。

本法案では、長期療養者の家計への影響への考慮事項が追記されていますが、患者団体などからは、この改正百十五条のままで、既に生じている受診断念や生活破綻の抜本改善にならないばかりか、長期療養者については考慮するが、そうでない患者の月額の上限はどんどん上げられるので

令和八年五月十三日 参議院会議録第十二号

健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

はないかといった不安の声が上がっています。すなわち、この法案は、今回の見直しも含めた現行の高額療養費制度の構造的な問題を追認し、かつ、将来における改善を容認するものになっているのであります。

まず、総理に今回の見直しの問題について質問をします。

総理は衆議院において、今回の見直しによって、多数回該当の維持や月額上限の導入などを行い、長期療養者や低所得者に十分配慮したという官僚答弁の読み上げを繰り返していますが、例えば、所得区分二百万円から三百七十万円の患者と所得区分六百五十万円から七百七十万円の患者の月額上限は、同じ五十三万円となっています。年収二百万円と年収七百七十万円の月額上限が同じ五十三万円ということ自体が、見直し制度のずさんさと破綻を意味しているのではないのでしょうか。

総理は、月額上限が五十三万円の年収二百万円、三百万円、四百万円などの患者に受診断念や生活破綻が生じ得ないとお考えでしょうか。また、これらの患者と年収七百七十万円の患者の月額上限が同じであることに公的医療保険制度としての公平性、公正性や合理性があるとお考えでしょうか。官僚答弁ではない総理の見解を求めます。

また、この月額上限には更に深刻な問題があります。

立教大学の安藤道人教授の分析を基にした、衆議院における患者団体、全がん連の天野慎介理事長の陳述によれば、治療中における単純平均値三八・五％、中央値二八・六％の所得減少で、月額で見ると全ての所得区分においてWHO基準の破滅的医療支出に陥ってしまう、すなわち、医療費の支出が支払能力の四〇％を超える事態に陥るとされています。

政府は、私の質問に対し、治療期間中の収入減

を考慮して月額上限の制度を設けたと答弁していますが、これは二重の制度の破綻ぶりを述べただけのものであり、全がん連の報告でも約三割減とされる治療期間中の収入減による破滅的医療支出の事態を回避できる制度に抜本改善する必要があるのではないのでしょうか。官僚に頼らない総理の見解を求めます。

さらに、見直しにおいては、患者に何人の子供や親などの扶養家族がいるのかなどの個別事情については配慮が措置されていません。要するに、現役世代が子育てや親の介護などを抱えて闘病を行っている生活実態が考慮されていないのです。

高市総理は衆議院において、厚労省の専門委員会では延べ二十を超える様々な事例や家計の収支状況に関する資料などをお示ししたとの官僚答弁を繰り返していますが、その官僚自身が本院の厚生労働委員会における私の質疑において、こうした個別的要素について実質的な考慮と検証がなされたものではない旨の答弁を行っています。

このような見直しは患者や家族を守り抜けるものなのか、現役世代の負担減どころか許されない負担増などではないのかについて、総理自身の見解を答弁願います。

以上、政府の高額療養費制度の問題の一部について指摘しましたが、なぜこのようなことになってしまっているのか。それには、高市総理及び自民・維新政権における高額療養費、さらには、我が国の社会保障の在り方の本質への根本的な認識の欠如があるものと考えます。

我が国の国民皆保険制度の趣旨は、病气などによつて、自分の力だけではかけがえのない命、健康、尊厳、生活、家族を守り切ることができないときに、社会みんなの、社会全体の支え合いによつてそれらを守り抜くことにあります。

私の父親も、かつて私が十歳のときに脳卒中で倒れ、二十一年余りの寝たきりの闘病人生を送りました。四人きょうだいが育つことができたの

は、母親の懸命の努力とともに、憲法二十五条に依拠した日本の社会保障のおかげです。

ところが、この国民皆保険制度における高額療養費の位置付けについて、上野厚労大臣は去る三月の厚生労働委員会において、政府として初めて中核制度であると答弁いたしました。また、高市総理は四月の予算委員会における私の質疑において、高額療養費制度は憲法二十五条の生存権保障の趣旨に適合しなければならないと初めて答弁されました。

高市総理に伺います。

政府の見直しは、そもそも高額療養費が憲法二十五条の生存権を保持するために必要不可欠の制度であり、公的医療保険制度の根幹の中核制度として間違いのない実効性を具備したものでなければならぬという認識に欠けていたのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

こうした政府の高額療養費の制度的本質についての認識の欠如は、見直しのプロセスにおいても重要な問題を起こしています。

高市総理は衆議院において、専門委員会では患者団体の方を始め、九回にわたって丁寧な議論を重ねてまいりましたとの官僚答弁を繰り返していますが、その真実の姿は、専門委員会に具体的な負担増の金額とその制度設計が示されたのは予算閣議決定の前日のその第九回目であり、事実上の事後報告にすぎませんでした。このプロセスに患者の当事者参画の観点において瑕疵はなかったと考えるのかについて、総理の見解を求めます。

以上、高額療養費はほとんど全ての国民がそのかけがえのない生命、健康、人生を託するものでありながら、残念ながら本法案は、その内容、基本理念、設計プロセスの全てにおいて深刻な課題を有する政府の制度を追認し、その将来の誤った見直しの在り方を容認するものとなっています。

立憲民主党と公明党は、共に立案に参画した衆議院における中道改革連合、チームみらい、共産

党の共同提出の法案を参考にしながら、より多くの会派の賛同を得られる修正案の検討を進めています。

今般の高額療養費制度の見直しは、昨年の憲政史上初の参議院の予算修正によって可能となったものです。その見直しと将来の在り方が、良識の府の意思を反映し、憲法二十五条の生存権を具体化し、国民皆保険の中核制度としてのその実効性と持続性を具備したものとすることが、この議場に集う先輩、同僚の先生方の意思で実現することが可能なのであります。皆様からの御指導と皆様との協働について、心からお願いと呼びかけを申し上げる次第でございます。

〇ＴＣ類似薬の一部保険外療養創設に伴う受診抑制について質問します。

患者団体や医療団体から、特別料金の加算について、受診抑制とそれによる重症化などが懸念されています。一部保険外療養の創設により、どの程度の受診抑制が生じると見込んでいるのか、お示しください。必要な受診が抑制されることは想定していないという逃げの答弁ではなく、どの程度の受診行動の変化を見込んでいるのかというデータに基づいた厚労大臣の答弁を求めます。

一部保険外療養について、昨年十二月の自民維新政調会長間合意では、令和九年度以降に七十七成分、約千百品目からの対象範囲の拡大と、特別料金の告示に基づく引上げの検討が示されています。本来は制度施行後の患者への影響などの慎重かつ十分な検証を踏まえるべきところ、不当にも方針は既に確定しているように思われます。

範囲拡大や料金引上げありきではなく、客観的なデータと患者側の状況や意見を十分に踏まえた上で、縮小や引下げという選択肢も排除せずに検討すべきと考えますが、高市総理の見解をお願いいたします。

最後に、本法案には周産期医療の提供体制の確保や出産に伴う経済的負担の軽減などの評価すべき施策が盛り込まれていますが、本法案における高額療養費や〇ＴＣ類似薬のゆがんだ制度改正が明らかにしていることがあります。それは、全ての議論の基盤となる社会保障制度全体の改革の必要性です。

高齢者人口が増加し、生産年齢人口の減少が加速する二〇四〇年に向けて、国民皆保険制度をいかに改善し維持していくか、不足する医療・介護従事者などの確保、医薬品の安定供給や創薬支援、基礎年金の給付水準底上げの財政確保等々、先送りできない課題が山積しています。

こうした重要課題に対処し、憲法二十五条の生存権の趣旨にかなう社会保障制度を将来にわたって持続可能なものにするため、給付と負担の見直しによる令和版社会保障と税の一体改革が今こそ必要なのではないでしょうか。

総理の社会保障国民会議においては、その名に反して社会保障の全体改革は対象外とされ、また、この度の高額療養費の見直しの母体となつている全世代型社会保障改革は、我が国の社会保障の国家戦略の名に値しないことは明白であります。

高市総理に、今と将来の国民のために、令和版社会保障と税の一体改革の必要性の認識があるのか、それに取り組む使命感と決意があるのかを問うて、私の質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕
〇内閣総理大臣(高市早苗君) 小西洋之議員の御質問にお答えいたします。

週刊誌の件についてお尋ねがございました。まず最初に申し上げますが、お尋ねの週刊誌に書かれている内容に私自身が関わっているということは一切ありません。

その上で、事務所の職員にも確認をしました。高市事務所及び高市陣営においては昨年の自由民主

党総裁選や本年の衆議院選挙において高市事務所が運営するアカウント以外のアカウントでの発信は行っており、他の候補者に関するネガティブな情報を発信する、あるいはそのような動画を作成して発信するといったことも一切行っていないと報告を受けています。また、お尋ねのLINE、シグナル、ショートメッセージのやり取りについても、その存在を確認できなかったと報告を受けています。

週刊誌に掲載されている動画の作成や発信に關し、私の国会議員関係政治団体からの支出はなく、領収書の受領、会計帳簿への記載及び収支報告書への記載も一切ありません。

記事が事実であった場合についてのお尋ねですが、本件については以上に申し上げたとおりでございます。仮定の御質問にお答えすることは差し控えていただきます。

日本関係船舶のホルムズ海峡通過及び日本政府の外交的取組に關してお尋ねがありました。御指摘のあった駐日イラン大使の発言については、政府としてコメントは差し控えます。

その上で、四月二十九日、まず日本関係船舶一隻がホルムズ海峡を通過することができましたが、その過程においては、私からベゼシキアン大統領へ直接の働きかけを行ってきたほか、茂木外務大臣を中心に、現地の大使館を含めて様々な調整をイラン側と行ってきました。

外交のやり取りの詳細については差し控えますが、ペルシャ湾内には今もなお日本人が乗船する船舶を含め日本関係船舶が残っており、政府として、引き続き、これらの船舶を含む全ての船舶の一日も早いホルムズ海峡の通過の実現に向けて、あらゆる外交努力及び調整を積極的に続けてまいります。

また、最も重要なことは、ホルムズ海峡における自由で安全な航行の確保を含め、事態の鎮静化が一刻も早く実際に図られることです。

当事国、仲介国、湾岸諸国、G7各国等と首脳、外相レベルを含め、様々なレベルで協議を重ねてきています。

米国とイランとの協議や、パキスタンを始めとする仲介国の外交的取組を後押しするとともに、国際社会と緊密に連携しながら、できる限りの外交努力を進めてまいります。

高額療養費の年間上限についてお尋ねがございました。

今回的高額療養費制度の見直しでは、専門委員会の議論を踏まえ、月額の自己負担限度額については、現行から著しい増加とならないよう配慮しつつ、所得区分を細分化し引上げを行う一方で、新たに設ける年間上限については、長期療養者の負担額が現行よりも増えないようにするため、所得区分とその負担額は現行のままとしています。

さらに、年収二百万円未満の長期療養者については、現行よりも負担額が引下げとなるよう年間上限の額を設定しています。

このため、今回の見直しにより必要な受診が抑制されることは想定していませんが、全世代型社会保障を構築していくためには応能負担という観点は重要であり、今回の見直しによる影響を丁寧に検証しつつ、制度の在り方について不断の検討を行ってまいります。

高額療養費制度の見直しによる患者への影響についてお尋ねがありました。

今回の見直しは、患者お一人一人が置かれた状況は様々であるという前提に基づき、専門委員会において延べ二十を超える様々な事例や家計の収支状況に関する資料などをお示しし、議論いただきました。その際、委員からは、扶養家族がいる者については負担感が重い、収入の減少や非正規雇用への転換というケースもあるといった御意見をいただきました。

このように、様々な角度から議論を重ねた上で、今回の見直しでは、多数回該当の金額の維持や年間上限の創設など、長期療養者や低所得者に

十分配慮したものとしています。また、現在でも、収入が減少した場合に年単位で定められる標準報酬月額を臨時で見直し仕組みが設けられており、このような制度についても丁寧な周知をしてみたいです。

高額療養費制度の見直しのプロセスについてお尋ねがありました。

高額療養費制度は、患者の皆様にとって重要なセーフティネットであり、医療保険の中の重要な仕組みの一つであると認識しています。

こうした認識の下、今回の見直しに当たっては、専門委員会において八回にわたる議論を重ね、見直しの基本的な考え方について合意をし、令和八年度予算案が閣議決定される前日に開催した第九回で具体的な金額をお示した上で議論いただきました。

このように、今回の見直しは、患者団体を始め、保険者、労使、医療関係者、学識経験者など多くの関係者に参画いただいた議論を踏まえたものであり、検討プロセスに瑕疵があったとは考えておりません。

一部保険外療養の今後の見直しについてお尋ねがございました。

日本維新の会と自由民主党の政調会長間合意においても、対象範囲の拡大などに当たっては、セルフメディケーションの環境整備の状況などを踏まえ、検討することとされています。

施行後の見直しを行うに当たっては、単に保険料負担軽減の観点のみから進めるのではなく、本制度が医療現場や患者に与える影響を把握しながら、客観的なデータや患者の方の御意見などを踏まえた上で丁寧に検討を進めることが重要であると考えています。

社会保障改革についてお尋ねがありました。人口減少や少子高齢化が進行する中で、給付と負担の在り方などについて、全世代を通じて納得感が得られる社会保障の構築に向けた国民的な議論を進める必要があります。

令和八年五月十三日 参議院会議録第十二号

健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

論を進める必要があります。

このため、社会保障国民会議においては、国民の皆様の受益と負担に関わる給付付き税額控除や食料品の消費税率ゼロを含めた社会保障と税の一体改革について、国民の皆様にも見える形で丁寧かつスピード感を持って検討を進めているところです。

国民会議の議論の進め方については、まずは給付付き税額控除と食料品の消費税率ゼロを同時並行的に議論を進め、その上で、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題などについて、改めて調整の上、協議を継続することとしています。

社会保障を取り巻く様々な課題を踏まえながら、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要なサービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障の構築に向けた取組を進めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(上野賢一郎君) 小西洋之議員の御質問にお答えをいたします。

OTC類似薬の一部保険外療養における受診行動の変化の見込みについてお尋ねがありました。本制度においては、必要な受診を行った上で、別途の負担は薬剤費の四分の一とし、急激な負担増とならないよう設定するほか、がんや難病患者など、別途の負担を求めないなどの配慮を行うこととしています。

その上で、財政影響試算においては、令和六年度のレセプトデータを用いて、例えば、患者が医師による診察を受けた後、二回目以降、OTC医薬品を利用するといった患者の行動変容によって減る医療費の影響を約四百億円と見込んでいます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 庭田幸恵君。

〔庭田幸恵君登壇、拍手〕

○庭田幸恵君 国民民主党・新緑風会、庭田幸恵でございます。

会派を代表して、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

私は、がんで余命半年宣告をされた父の最期を自宅でみとり、現在は認知症の母と向き合っています。その中で実感したのは、人は制度の中で生きていくのではなく、不安の中で暮らしているという現実です。

だからこそ、本法案を審議するに当たり、まず確認したいことがあります。本法案は、制度ごとの見直しを束ねた改正にとどまるのか、それとも社会保障全体の将来像を見据えた一体的な再設計の第一歩なのか。医療、出産、負担の在り方、個別の制度は、それぞれが独立して存在しているのではなく、国民の暮らしの中では一つにつながっています。しかし、今回の改正は、全体としてどのような社会保障像を描こうとしているのかが見えにくいとの指摘もあります。

そこで、総理に伺います。
本法案は、我が国の社会保障をどのような方向に導くものなのか、個別改正法案の積み重ねは、将来を見据えた制度設計としてどのように位置付けているのか、その基本認識をお聞かせください。

次に、後期高齢者医療制度における金融所得の反映について伺います。
今回の見直しで保険料の算定等に反映されることとなるのは、上場株式の配当等の金融所得にとどまっており、金融資産の保有状況は考慮されません。負担能力に応じた公平を目指すには、なお限定的です。なぜ今回の見直しの対象を金融所得のみにとどめたのか、その理由をお示しください。

また、法案成立後三年程度で法定調書情報の連携を進める以上、より広い金融所得の反映に踏み込むのか、更なる改革に向けた方向性やスケジュールを厚生労働大臣に伺います。

次に、出産に係る負担軽減について伺います。
今、日本では、子供を持ちたいと思っても、出産、育児、住まい、働き方、教育と、将来不安が重くのしかかっています。私自身、娘の大学卒業から十数年を経て、ようやく学資ローンの返済を終えたところです。子育てとは、出産の瞬間だけではございません。家計にも親の人生にも長く深く関わりますので、丁寧な議論が必要です。

まず、出産費用の給付体系について伺います。
今回の見直しでは、正常分娩は現物給付化される一方、帝王切開など異常分娩は従来どおり保険診療として一定の自己負担が生じます。

しかし、正常分娩になるか異常分娩になるかは、妊婦自身が選べるものではありません。経過によって経済的負担に差が生じる、自己負担が生じるという不安を生むおそれがあります。

政府は、この点をどう受け止めているのか、出産に伴う不公平の、出産に伴う負担の公平性をどのように確保していくのか、厚生労働大臣に伺います。

あわせて、周産期医療の提供体制について伺います。
経済的な負担が軽減されても、地域で安全に産める体制がなければ、安心して出産できません。少子化の進行によって出産を扱う医療機関は減少し、地方ではその影響がより一層深刻です。

私の地元富山でも、分娩を扱う医療機関が限られ、地域によっては出産のために市町村をまたいで移動せざるを得ない現実が既にあります。出産を支える医療機関が制度変更で更に経営不安にさらされるようなことは、絶対に避けなければなりません。

そこで、総理に伺います。

国は、新たな給付体系の下で、地方、へき地の周産期医療を守り抜くため、どのような支援を講じるのか、お聞かせください。

次に、OTC類似薬の見直しについて伺います。

自分自身の健康に責任を持って、軽度な体の不調は自分で手当てをするセルフメディケーションの議論自体は必要だと考えます。

また、私たち国民民主党は、現役世代の保険料負担を軽減し、手取りをもっと増やすことを訴えています。その意味でも、公的保険の適用範囲の見直しは避けては通れません。しかし同時に、その見直しが必要な受診の抑制や遅れにつながってはなりません。

そこで、伺います。

一部保険外療養の創設により、政府は、現役世代の保険料負担は具体的にどの程度軽減されると見込んでいるのでしょうか。また、国民が適切にOTC医薬品を活用できるよう、薬剤師へのアクセス、情報提供、相談体制など、セルフメディケーションを支える環境整備をどう進めるのか、厚生労働大臣に伺います。

次に、本法案で、業務効率化や勤務環境改善に取り組む病院について、新たな認定制度を創設することについて伺います。

昨今、医療現場では、医師、看護師、薬剤師、事務職員を含め、人手不足と業務過多が常態化し、とりわけ地方の病院ほど必死に地域医療を支えてくださっています。そうした中で、業務効率化や勤務環境改善を進めることは一つの重要な課題ではありますが、現場が真に必要としているのは認定制度なのでしょうか。認定を受けるために、更に病院の業務負担が増える結果となってしまうことを懸念しています。

この認定制度は、現場の負担を増やすだけの制度にならないのか、認定取得の事務負担をどう軽減するのか、厚生労働大臣に伺います。

また、赤字経営の病院が増えている中、賃上げ、人員確保、タスクシフト、DX支援など、抜本的に現場を支える、現場を本当に支える具体的な具体策をどのように講じるのか、お答えください。

次に、高額療養費制度について伺います。

今回の改正で高額療養費の家計へ与える影響について、「とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」という文言が条文に追加されています。この制度は、高額な治療を受ける人の家計を守り、治療を続ける希望を守り、そして病の中にある人の心を守る命綱です。

令和八年度予算案の審議において、高額療養費の窓口負担の見直しについて、質疑の中で、医療費の窓口負担見直しについては、受診行動だけではなく、がんや難病といった病気と向き合う方々、そしてその御家族からの、これから医療費はどうなるのか分からないという、治療の継続、生活の不安など、現実の声に接し、胸が痛くなりました。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

今後、高額療養費制度は、長期療養者、がん患者、難病患者といった方々、その御家族の治療の継続と生活の維持、家計防衛機能を果たすことができるのでしょうか。また、今後、政令で定める窓口負担額の変更について、今回の改正に照らし、その家計に与える影響について検証はされるのでしょうか。

最後に、高市総理に伺います。

日本が掲げる人間の安全保障とは、国家だけではなく、一人一人の生存、生活、尊厳を守る理念です。であるならば、社会保障もまたその理念に立つべきではないでしょうか。

社会保障とは、弱った人の自己責任にしないためにある制度です。しかし、病气、介護、貧困、孤立、命と尊厳を揺るがす不安の中で生きている人々がこの国にはいます。

あります。日本には今、ミサイルが日常的に飛んでくる状況にはありません。だからこそ申し上げます。人が安心して生きられる社会は当たり前ではありません。脅威の形は違っても、社会保障において人の安全が脅かされているという点では、本質は同じではないでしょうか。

それは、政治が選び、守り続けて初めて成り立つものです。守り抜く覚悟があるのか、その覚悟を国家としての意思として示せるのか、総理の決意を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 庭田幸恵議員の質問にお答えをいたします。

本法案の基本認識についてお尋ねがございました。

人口減少、少子高齢化が進む中、社会保障制度を次世代に引き継いでいくためには、不断の改革努力が必要です。

本法案における各改正項目は、必要な保険給付などを適切に行い、世代間や世代内での負担の公平性を確保するとともに、限られた財源及び医療資源を効率的に活用することを目的に、一体的に改革を行うものです。

本法案を通じて、将来にわたって国民の皆様が安心して医療を受けられる基盤を堅持してまいります。

周産期医療提供体制の確保についてお尋ねがございました。

今回の出産の給付体系の見直しは、妊産婦の経済的負担の軽減と地域の周産期医療提供体制の確保の両立を図るものであり、具体的な給付水準については、施行までに丁寧に検討してまいります。

また、それぞれの地域が抱える周産期医療提供体制の課題に応じてきめ細かい施策を講ずるよう、予算措置などをもって総合的に支援を行うてまいります。自治体と連携しながら、妊産婦が安心して

心して出産できる環境の整備に努めてまいります。

社会保障を守り抜く決意についてお尋ねがございました。

社会保障制度は、国民の皆様の安心や生活の安定を支えるセーフティネットであり、この制度を持続可能なものとするため、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要なサービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障を構築することが重要です。

本法案でも、日常的な医療に関わる給付や応能負担の徹底という観点からの見直しを行うこととしています。

全ての世代を通じて納得感が得られる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継ぐため、しっかりと取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(上野賢一郎君) 庭田幸恵議員の御質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映についてお尋ねがありました。

本法案による見直しは、上場株式の配当等の一部の金融所得について、確定申告の有無によって窓口負担割合や保険料等に反映されるか否かが異なるという不公平の解消を図るものです。

御指摘の金融資産の反映など更なる見直しについては、被保険者の金融資産等をどのように把握するかなど、その実務上の課題や事務負担等も考慮しながら、今回の改正の施行状況も踏まえ、引き続き議論する必要があると考えています。

出産に係る給付体系の見直しについてお尋ねがありました。

出産時に保険診療を伴う医療行為が行われた場合には、現在でも自己負担が発生しておりますが、その場合であっても、できる限り妊婦の経済的負担を軽減していくことが望ましいと考えてお

ります。このため、今回の見直しでは、正常分娩に対する現物給付化に加えて、自己負担等に充当できる現金給付を創設することとしております。その水準については、保険料への影響に留意しつつ、出産に伴い様々な負担が発生する妊産婦の経済的負担を軽減できる水準となるよう、関係者の御意見も伺いながら、施行に向けて丁寧を検討してまいります。

一部保険外療養の創設による現役世代の保険料負担の軽減規模についてお尋ねがありました。本制度の基本的な考え方は、必要な受診を行った上で結果としてOTC類似薬を支給される場合に別途の負担をいただくというものであり、このような観点に立つて見直しを進めていくこととしてまいります。

お尋ねの保険料負担の軽減効果については、加入している保険者によって異なるものの、加入者一人当たりの平均額を機械的に算出すると、一年当たり約四百円の減少となります。

セルフメディケーションを支える環境整備についてお尋ねがありました。

厚生労働省においては、患者がOTC医薬品を用いてセルフメディケーションを実施する環境の構築に向けて取組を進めているところです。

具体的には、例えば、一般の薬機法の改正により、OTC医薬品の販売や健康相談などを担う健康増進支援薬局の認定制度を創設するとともに、今年度を実施する調査事業の結果等を踏まえ、セルフメディケーション税制の啓発資材を開発することとしています。

こうした取組を通じて、セルフメディケーションを実施する環境の構築に努めてまいります。

認定取得における医療機関の事務負担についてお尋ねがありました。

本法案では、厚生労働大臣の認定を希望する病院に業務効率化、勤務環境改善計画の作成等を求めることとしていますが、この計画については、

業務効率化の補助金を申請する際に必要な計画と共通の内容にするなど、病院の事務負担に配慮してまいります。認定を申請する病院に過度な負担が生じないよう適切に運用してまいります。病院への経営支援についてお尋ねがありました。

病院は物価や賃金の上昇等に直面しており、令和七年度補正予算による医療・介護等支援パッケージの中で賃上げ、物価対応支援を措置し、これを速やかにお届けするとともに、令和八年度診療報酬改定においては、三十年ぶりとなる三%を上回る改定率を確保した上で、物価上昇や賃上げに対応するための措置を講じたところです。

また、今回、地域医療介護総合確保基金に創設する新たな支援事業では、ICT機器等の導入を通じて医療機関の業務効率化、勤務環境改善を支援することとしています。

さらに、医療従事者のタスクシフト、タスクシェアの推進や、廉価なクラウドネイティブ型の電子カルテ普及にも取り組むことで、医療機関の経営を支えてまいります。

高額療養費制度についてお尋ねがありました。今回の高額療養費の見直しは、患者団体にも参画いただいた専門委員会において、延べ二十を超える様々な事例や家計調査を用いた家計の収支状況に関する資料など、データに基づく議論を重ねた上で、多数回該当の維持や年間上限の創設など、長期療養者や低所得者に十分配慮したものとしております。

その上で、今後、今回の見直しが実際の受診行動に与える影響について丁寧に検証するとともに、高額療養費制度が、患者が、その御家族にとつて大切なセーフティネット機能であることを踏まえ、今後とも、制度の持続可能性を確保しつつ、長期療養者等に配慮した制度としてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 川村雄大君。

(川村雄大君登壇、拍手)

○川村雄大君 公明党の川村雄大です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、内閣総理大臣並びに厚生労働大臣に質問をいたします。

本法案は、持続可能な医療保険制度の実現に向け、世代間及び世代内の負担の公平を図りながら、給付と負担の在り方を見直すものです。

その中には、出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するための給付体系の見直し、国民健康保険における子供に係る均等割保険料軽減の拡充、医療機関の勤務環境改善など、公明党がこれまでも一貫して取り組んできた政策課題を前に進める内容も含まれております。

しかし、その改革は何のために行うのか。それは、言うまでもなく、国民の命を守るためであり、とりわけ高額療養費制度は、病に直面した方が経済的な理由によって治療を断念することのないよう支える、医療保険制度の根幹であります。

私は、消化器外科専門医として、多くの患者さん、そしてその御家族に、がんを診断をし、告知を行い、手術、薬物治療、終わりの見えない再発治療、緩和ケア、そして、おみとりの現場に向き合っていました。その経験からあえて申し上げれば、高額療養費制度は、単なる医療費助成の仕組みにとどまらず、患者さんや御家族にとつて、人生の最も厳しい局面でなお病に立ち向かう勇気を奮い立たせ、安心をもたらす、まさに命のセーフティネットであります。だからこそ、その見直しに当たっては、何よりも患者さんと御家族の置かれた現実をどこまでも丁寧に見詰め、慎重に慎重を期すべきです。

そうした観点から、さきの予算審議においては、修正予算案が否決されたことは残念です。良識の府である参議院においては、制度の持続可能性と命のセーフティネット機能の確保を両立させるための抜本的な改革の必要性などから、閣法に対して足らざる部分を補う修正案の提出も視野に入れ、以下、質問をいたします。

まず、高額療養費制度は、国民の生命、生活、生存を守る我が国の医療保険制度の中核的制度であると考えますが、この点について、改めて総理の基本認識を伺います。

衆議院の附帯決議においては、高額療養費制度が国民の生命及び生活を守る医療保険制度の中核的制度であることを明確にし、闘病に伴う収入変動、教育費を含む生活実態、家計への影響等について調査を行うこと、また、社会保障審議会の下で専門委員会における意見聴取を求めること等を定めています。衆議院でのこの附帯決議について、どう受け止めておられるか、総理の御見解を伺います。

療養に必要な費用の負担が、生活費や教育費、住宅ローンなどの経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、精緻な制度設計が必要ですが、総理の御見解を伺います。

今般の見直し議論に当たり、社会保障審議会の下、専門委員会に患者団体に参加したことは評価いたしますが、具体的な自己負担引上げ額が提示されたのは最終回であり、丁寧さを欠いたとの指摘は免れません。今後、高額療養費制度の支給要件や支給額を定める際には、患者団体、医療従事者、学識経験者等の意見を制度設計に反映させることを法律上も明確にすべきではないでしょうか。総理の御見解を伺います。

政府は、今回の見直しに伴い、必要な受診は抑制されないとする答弁を重ねていますが、それでは、一千七十七億円の医療費削減の積算の根拠は何なのでしょうか。分かりやすく御答弁いただきたいと思ひます。

実際には、現行制度下でも多くのがん患者さんが経済的負担を感じ、一部の患者さんには治療方針の変更を余儀なくされているとの研究結果も報告をされています。月額の自己負担上限額を引き上げるに際しては、十分に抑制された上限設定と、所得区分の更なる細分化を早急に進める必要があります。

があると考えますが、総理の御見解を伺います。

年間上限額の新設は、長期療養者等への配慮として一定の評価をいたしますが、当面償還払いである点は早急に現物給付とすべきですが、総理の御見解を伺います。

保険者変更時に多数回該当がリセットされることは、退職や転職を余儀なくされる現役世代の庶民の生活を直撃する重大な課題です。早急に改善を図るべきと考えますが、総理の御見解を伺います。

CTやMRI等の画像検査等で診療が複数の医療機関にまたがる場合、七十歳未満の患者では二万一千円未満の費用は高額療養費として合算されない、いわゆる二万一千円の壁がいまだに運用されています。既に平成二十二年第七十四回通常国会の予算委員会で、野党時代の我が党議員が重ねて指摘をしてきた課題です。世代間の負担の不公平そのものであるこの壁は速やかに取り払われねばなりません。総理の御見解を伺います。

○ＴＣ類似薬の一部保険外療養については、昨年六月の自由民主党、日本維新の会、公明党の三党合意を踏まえ、適切な医療へのアクセスを守ることが重要です。四月二十二日の衆議院厚生労働委員会では、フェキソフェナジンを例示し、○ＴＣ医薬品に認められていない効能、効果のために医療用医薬品が処方される場合は、特別の料金の対象外とする旨の答弁がありました。その他の薬剤においても同様の措置が当然必要でありますから、医療用医薬品と○ＴＣ医薬品において効能、効果が異なる場合には、保険外療養の対象としないう点等を条文にも明記すべきと考えますが、総理の御見解を伺います。

一部保険外療養で対応し得る疾患であっても、症状の再発時など受診の要否について迷うケースも想定されることから、必要かつ適切な受診が妨げられないよう、十分かつ合理的な配慮を行うべきと考えますが、総理の御見解を伺います。

出産に係る給付体系の見直しについて、標準単価は全国一律を目指すとの承知をしておりますが、一口に正常分娩といっても経過は様々であります。加算の設定において、産科医療機関の経営実態、地域の周産期医療提供体制、医療機関の機能等を踏まえた柔軟な評価基準を設定し、合理的に配慮すべきと考えますが、総理の御見解を伺います。

二〇二六年度診療報酬改定では、地域医療体制確保加算二や、我が党の要望により、外科医療確保特別加算等が新設され、長時間高度手術を担う、高難度手術を担う外科医等の勤務環境、処遇改善を評価する方向が示されたことは歓迎いたします。今回、地域医療介護総合確保基金に新たに設けられる業務効率化、勤務環境改善の支援についても、こうした診療報酬上の評価と整合的に運用し、外科医療の維持確保に直結させるべきであると考えますが、この点について厚生労働大臣の御見解を伺います。

業務効率化、勤務環境改善に積極的、計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定する際には、その基準をどのように定め、実効性をどのようにに評価するのでしょうか。また、基金により支援する医療DXについて、国が進める標準型電子カルテ、電子カルテ情報共有サービス等との互換性をどのように担保するのでしょうか。

基金によるDX支援が国の医療DX基盤と接続しなければ、病院ごとの個別最適やベンダーロックスインを再生産することになりかねないと考えますが、総理の御見解を伺い、私の質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣（高市早苗君） 川村雄大議員の質問にお答えをいたします。

高額療養費制度の在り方と衆議院での附帯決議の受け止めについてお尋ねがございました。

高額療養費制度は、患者の皆様にとつて重要なセーフティネットであり、医療保険の中の重要な仕組みの一つと認識をしております。

今回の見直しに当たっては、患者団体にも参画いただいた専門委員会において、延べ二十を超え様々な事例や家計の収支状況に関する資料などをお示しし、「データに基づく議論を重ねた上で、多数回該当の金額の維持や年間上限の創設など、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化するものとしております。

将来、制度を改正する際には、衆議院における附帯決議の趣旨を十分に尊重し、費用の負担が家計に与える影響などを考慮しながら、きめ細かく検討してまいります。

高額療養費制度の見直しのプロセスについてお尋ねがございました。

今回の高額療養費制度の見直しに当たっては、専門委員会において、八回にわたり議論を重ねた上で見直しの基本的な考え方について合意をし、令和八年度予算案が閣議決定される前日に開催した第九回で、具体的な金額をお示しした上で御議論いただきました。

将来、制度を改正する際には、今回と同様に患者団体、保険者、労使、医療関係者など多くの関係者に議論に参加いただき、また、制度見直しに関する様々な資料をお示した上で、丁寧な議論を積み重ねてまいります。

このような手続をあえて法律に規定する必要はないと考えております。

高額療養費制度の見直しに伴う医療費削減効果などについてお尋ねがありました。

しにより実効給付率が約〇・二八%低下すること
が見込まれるため、実効給付率が変化した場合に
経験的に得られている医療費の増減効果を機械的
に計算した結果です。

今回の見直しは、専門委員会での議論の結果などを踏まえ、令和七年度予算で検討していた案と比べ、月額の自己負担限度額について引上げ幅を低くする、所得区分を現行よりも細分化するに当たって負担増を少なくする、多数回該当の金額の維持する、年間上限を新設するなど、長期療養者や低所得者へのセーフティーネット機能を強化したものであるとしております。

高額療養費制度の年間上限と多数回該当についてお尋ねがございました。

年間」限については、まずは償還払いであつても早急に実現を図るため、本年八月から開始することとしています。また、多数回該当の取扱いについては、専門委員会において、実務的な課題もあるものの、カウン트가引き継がれる仕組みの実現に向けた検討を進めていくべきとされています。

年間限の現物給付化と多数回該当の取扱いのいづれについても、患者の皆様の負担軽減のため、できるだけ早期に実現できるよう、実務面、システム面の課題を整理しつつ、保険者を始めとした関係者との調整を進めてまいります。

高額療養費の合算対象となる自己負担額についてお尋ねがありました。

高額療養費の合算対象となる自己負担額の基準の撤廃については、撤廃する場合、一十億円を超える財源が必要となり、厳しい医療保険財政においてどう考えるか、高額療養費が高額な医療についてのセーフティーネットである中で、制度内での優先順位をどう考えるか、例えば、長期療養者や低所得者への配慮を優先すべきではないかなどといった課題を整理する必要がある、慎重な検討が必要と考えております。

○ＴＣ類似薬の一部保険外療養についてお尋ねがございました。

本法案の代替性が特に高い薬剤には、○ＴＣ医薬品と成分、投与経路が同一で、最大用量が異なる医療用医薬品七十七成分が該当しています。○ＴＣ医薬品の効能、効果として認められていない症状に対してこれらの医療用医薬品が支給される場合は、別途の負担の対象外とする旨を今回、国会会においても厚生労働省から答弁をしており、改めて条文中に明記する必要はないものと考えております。

また、本制度は、必要な受診を行った上で結果的に対象となる○ＴＣ類似薬が支給される場合に別途の負担を求めるものであり、また、患者にとつて急激な負担増とならないよう、別途の負担は薬剤費の四分の一に設定することとしており、必要かつ適切な受診が妨げられないよう、制度の趣旨などを丁寧に周知してまいります。

出産に係る給付体系の見直しについてお尋ねがございました。

正常分娩に相当する出産費用は現物給付化し、一律の基本単価を設定することとしています。これにより、出産育児一時金を引き上げても、出産費用も上昇すれば妊婦の経済的負担の軽減につながらないという課題を解決することとしています。

その上で、人員体制が手厚い施設や地域において中核的な役割を果たしている施設については、加算という形で適切に評価する仕組みを設けることとしております。その水準などについては、今後、保険料への影響や分娩取扱施設の経営実態なども踏まえつつ、施行に向けて丁寧に検討してまいります。

病院の認定制度の実効性と医療ＤＸ基盤との互換性についてお尋ねがありました。

本法案では、業務効率化、勤務環境改善に積極的、計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定

する制度を創設することとしています。その認定の際には、実効性を担保するため、業務効率化に関する計画の策定、進捗や成果を評価する業務効率化推進委員会の設置、計画実施後の業務効率化の実績の勘案を要件とする方向で検討してまいります。

また、医療ＤＸ基盤との互換性につきまして、地域医療介護総合確保基金により導入を支援するＩＣＴ機器などについて、電子カルテとの全国共通の標準的なデータ連携仕様を策定することにより、医療ＤＸ基盤との互換性を確保してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣（上野賢一郎君） 川村雄大議員の御質問にお答えをいたします。

基金による外科医療の支援についてお尋ねがありました。

今回、地域医療介護総合確保基金に創設をする新たな支援事業では、医療機関の業務効率化、勤務環境改善を支援することとしています。これは業務効率化等に資するＩＣＴ機器等の導入を支援をするものですが、令和八年度診療報酬改定により外科医の勤務環境改善が図られていることも踏まえ、各病院の実情に応じ、外科医も含めた医療機関の業務効率化、勤務環境改善が図られるよう支援をしてまいります。（拍手）

○議長 関口昌一君 猪瀬直樹君。
〔猪瀬直樹君登壇、拍手〕

○猪瀬直樹君 日本維新の会の猪瀬直樹です。会派を代表して、健康保険法等の一部改正案について質問します。

我が党は、現役世代の社会保険料の負担の軽減を構造改革の一丁目一番地と考え、自民党との連立合意書においても、「医療制度改革の具体的な

制度設計を令和七年度中に実現しつつ、社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。」と明記しました。

この法案には、この連立合意が反映されているものの、まだまだ不十分、不明確な部分があります。しっかりと国会で審議を進め、現役世代の保険料負担を確実に引き下げることが重要であると考えます。

日本維新の会としては、かねてから高齢者の窓口負担の原則三割への早期引上げが必要との立場から自民党との与党協議に臨んでいます。給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を改め、現役世代の負担を下げ、持続可能な医療制度を実現するために、これらの抜本的な制度改革を推し進めるべきだと思いますが、原則三割引上げについて、総理の認識をお伺いします。

この法案では、後期高齢者医療制度において、金融所得を窓口負担割合の判定等に反映する制度の導入を規定しています。この制度導入で高齢者の保険料賦課ベースの拡大が想定されますが、その効果を現役世代の負担軽減に確実につなげる必要があります。そのためには、この制度が施行されるまでに高齢者の保険料と現役世代が負担する後期高齢者支援金の割合を変更すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

現役世代の保険料率を引き下げるためには、医療費の削減が必須となります。この法案では、○ＴＣ類似薬の薬剤自己負担の見直しが盛り込まれました。

この見直しの背景には、受診機会の格差があります。現役世代に比べ受診が比較的容易な高齢者が頻繁に受診することで、高齢者の医療費が増大し、そのツケが保険料として現役世代に跳ね返ってきます。このような現役世代が不利益を被る構造は、リフィル処方においても同様です。リフィルというのは、一般にシャンプーなどの

詰め替えなどで使われている用語なんです。このリフィル処方とは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により、一定期間、再診せず同じ処方薬を継続できる仕組みです。

リフィル処方については、令和八年度診療報酬改定に反映され、リフィル処方に対応可能であることを患者に周知することということが医療管理料の算定要件に加えられることになりました。

ただし、問題は、その要件として、患者から求められた場合と記載されている点です。繰り返しになりますが、患者から求められた場合と記載されているんです。これでは全く、これ全く奇妙な話で、患者が求めなければリフィル処方に対応可能であることを患者に周知しなくてよいと、そのように誤って解釈されるおそれがあります。

リフィル処方をしてほしいと求める患者は、まずほとんどいません。その知識がないから。情報の非対称性です。これでは、リフィル処方が広く普及するわけがありません。

そこで、医学管理料の算定要件の解釈として、リフィル処方が可能な場合に、患者が求めた場合は当然、求めなくても医師は患者に周知しなければならぬということを政府から関係団体に通知すべきと考えますが、いかがでしょうか。総理大臣の見解を伺います。

最後に、国民健康保険組合についてお伺いします。この組合の中に、医師や弁護士等の高所得者が被保険者となっている組合があります。安い保険料で充実した給付プランを得ていて、しかも国庫補助も受けているのは問題だと思います。

今回の法改正による見直しでは不十分であり、高所得者の国保組合については組合健保と同様に国庫補助を行わないこととすべきと考えますが、総理の見解を求めます。

以上、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 猪瀬直樹議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の窓口負担割合についてお尋ねがございました。

現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことは重要であると認識しており、その際、高齢者の医療費窓口負担割合の在り方は避けては通れない検討課題と認識しています。

日本維新の会と自民党の連立政権合意書において、年齢によらない真に公平な応能負担の実現について令和八年度中に具体的な制度設計を行うとされていることなどを踏まえ、政府・与党一丸となつて、丁寧かつ速やかに検討を進めてまいります。

後期高齢者医療制度における金融所得の反映についてお尋ねがございました。

後期高齢者医療制度において金融所得が公平に反映されることになれば、結果として、保険料の賦課ベースが拡大するとともに、金融所得がある方の窓口負担割合が増加することで給付費が減少することとなりますが、現行制度上、その効果は必ずしも現役世代が負担する後期高齢者支援金の減少につながるものではありません。

このため、施行に向けて、こうした効果の活用については、高齢者間の負担の公平性の確保や現役世代の負担軽減といった観点から、どのような対応が考えられるか、検討してまいります。

リフィル処方箋の周知についてお尋ねがございました。

議員御指摘の患者から求められた場合に適切に対応するという要件は、医師に、医師の自発的な対応だけでなく、患者の意向を踏まえた対応を求める趣旨を明確化したものであり、医師の医学的判断に基づく自発的なリフィル処方箋の交付を妨げるものではありません。

その上で、医療機関がリフィル処方に対応でき

ることが全ての患者の皆様に伝わりますよう、リフィル処方に対応できることを見やすい場所に掲示するよう医療機関に求めてまいります。また、リフィル処方箋の患者の皆様への認知度を向上させるため、患者の皆様が手にする処方箋様式にリフィル処方箋についての説明を追加するなどの取組を行います。

こうした仕組みの周知を進め、医師の判断の下でリフィル処方箋の適切な活用が進むよう取り組んでまいります。

国民健康保険組合についてお尋ねがございました。

本法案において、所得水準が高く、かつ保険料負担率が低いなどの要件に該当する国保組合に対して、例外的に現行の国庫補助率の下限よりも更に低い補助率を適用することとしています。

その上で、国保組合への財政支援の在り方については、所得状況などの財政力に応じ、よりきめ細やかな支援を実現していく観点から、一般の見直しの影響なども踏まえ、検討を進めてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 岩本麻奈君。

〔岩本麻奈君登壇、拍手〕

○岩本麻奈君 参政党の岩本麻奈です。

私は、参政党を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

我が国の国民皆保険制度は、国民が安心して医療を受けるための極めて重要な社会基盤です。一方で、少子高齢化の進行、医療技術の高度化、薬剤費の増加、そして現役世代の保険料負担の上昇により、制度は大きな岐路に立っております。

国民皆保険制度を将来世代に引き継ぐためには、給付と負担の在り方を不断に見直すことは避けて通れません。その意味で、本法案が、後期高齢者医療制度への金融所得の勘案、子供に係る国民健康保険料の軽減措置、保険給付の在り方の再

整理、分娩に関する支援策、医療機関の業務効率化、勤務環境改善に向けた支援などを含むものであることについては、一定の意義があると思います。

その中で、その上で、政府に対し、以下、伺います。

第一に、OTC類似薬の保険給付の見直しについてです。

市販薬と代替性の高い薬剤について、保険財政の観点から一定の見直しを行うこと自体は、方向性として理解できます。過度な受診や薬剤の漫然投与を見直し、セルフメディケーションを進めることも必要です。

私自身、長年欧州で生活する中で、医療機関へのアクセスが容易でないからこそ、軽い不調はまず自分で整え、未病を防ぐというセルフメディケーション文化が根付いていることを実感しております。

一方で、今回の保険給付見直しは、一歩誤れば患者の受診控え、服薬控えを招き、結果として重症化を招くおそれがあり、かえって医療費を押し上げることもなりかねません。

特に、子供、妊婦、がん患者、難病患者、慢性疾患を抱える方々への影響が懸念されます。また、所得の高低など経済的事情によって必要な医療へのアクセスが左右されてはなりません。

本法案では、こうした方々への配慮がうたわれておりますが、その対象範囲、判断基準、医療現場での説明責任、薬局での対応、事務負担の増加についてはなお不明確な点が残されております。

衆議院審議でも、要配慮者の範囲や制度設計について、豊田真由子議員を始め、各党から質疑が重ねられました。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

政府は、要配慮者の範囲や判断基準をどのような考え方で整理しようとしているのか、また、医療現場や薬局に過度な事務負担や混乱を生じさせ

ないため、どのような制度設計を行う考えか、お答えください。

さらに、一部保険外療養制度について伺います。

対象範囲の拡大がなし崩し的に進むことへの懸念から、薬剤以外の診療行為にまで拡大すべきではないとの指摘もありますが、政府として、制度拡大の歯止めをどのように考えているのか、また、対象薬剤や患者負担割合の検討過程、制度実施後の影響検証をどのように透明化していくのか、厚生労働大臣の見解を伺います。

第二に、高額療養費制度についてです。

高額療養費制度は、がんや難病、長期療養を必要とする患者にとつてまさに命綱です。医療費の支払が家計を直撃すれば、治療継続そのものを諦めざるを得ない方々が出てきます。

今回、長期療養者患者の家計への影響を考慮する旨が法案に盛り込まれたことは一歩前進であると受け止めておりますが、一方で、今後の見直しにおいて、財政論だけを優先し、患者一人一人の実態を十分に把握しないまま、自己負担限度額だけを引き上げていくことは慎重であるべきです。

医療費を抑えるために必要な方策は、患者負担の引上げだけではありません。低価値医療の見直し、医療DXによる重複投薬、重複検査の削減、医療資源の適正配分、生活習慣病対策など、進めるべき改革は数多くあります。

また、近年、認知症領域などでは年間数百万円に及ぶ高額薬剤も登場しておりますが、その有効性、安全性、費用対効果については、実際の診療データを含め、継続的かつ冷静な検証が必要であります。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

政府は、高額療養費制度の今後の見直しに当たり、患者家計への影響をどのように把握し反映させていくのか、また、予防医療など、患者負担引上げ以外の医療費適正化策をいかに進めていくか、お答えください。

さらに、高額薬剤について、実臨床における有効性や費用対効果をどのように継続検証し、その結果を薬価や保険適用の在り方に反映させていくのか、併せて伺います。

第三に、分娩費用と出産支援についてです。

少子化が深刻化する中で、妊娠、出産に伴う経済的不安を軽減することは、国として当然取り組みべき課題です。一方で、単に給付を増やすだけでは、医療機関側の費用上昇に吸収され、妊婦や家庭の負担軽減につながらない可能性もあります。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

地域ごとの医療提供体制の確保、産科医療機関の経営維持、無痛分娩を含む多様な出産ニーズへの対応について、政府はどのように取り組んでいくのでしょうか。また、地域ごと、施設ごとの格差に応じた分娩費用の適正化についても、今後の取組をお伺いします。

また、母親支援は、孤立しない社会設計であるべきです。私自身、三人の子供を育てる中で、出産は終わりではなく、そこから支援が始まるのだと実感してきました。母親を孤立させないことは、子供を守ることにつながります。

妊娠、出産、産後は、体だけではなく、心も大きく揺らぐ不安定な時期です。産後うつ、睡眠不足、育児孤立、ゼロ歳児虐待など、支援を必要とする課題は少なくありません。実際、妊娠中から産後の一年間、自殺は妊産婦死亡の重大な要因の一つでもあります。

これら妊産婦のメンタルヘルスの支援を具体的にどう考えているのか、あわせて、産後ケア、助産師支援についてどのように取り組んでいく考えか、こども政策担当大臣の見解を伺います。

第四に、医療保険制度全体の持続可能性についてです。

現役世代の保険料負担は既に限界に近づいておりますが、一方で、医療を必要とする方々を守る

ことは政治の大きな責任です。大切なのは、世代間の対立ではなく、負担能力に応じた公平な負担と無駄の削減、そして医療提供体制の効率化です。

医療現場の業務効率化を進める上で医療DXは重要な手段ですが、システムやデータの分断、ベンダーロックイン、専門人材不足など、多くの課題が残されており、加えて、医療現場では、DXの名を下に、新たな入力作業や事務分担が増えて負担が重くなっているという声も少なくありません。

そこで、内閣総理大臣に伺います。

政府は、現役世代の保険料負担の上昇をどのように抑制していくお考えか、また、医療DXについて、単なるシステム導入ではなく、本当に現場の負担を軽減するためのDXをどのように実現していくのか、具体的な方向性をお答えください。

第五に、後期高齢者医療制度における金融所得の勘案についてです。

これについては、後期高齢者医療における上場株式の配当等の金融所得を保険料算定や窓口負担割合等の判定に反映するための仕組みであり、世代間の対立をおおるものではなく、負担能力に応じた公平な負担を実現するためのものとして一定の合理性があると考えます。

しかしながら、資産情報は国民の財産状況に深く関わる極めて機微性の高い情報であり、現在では、情報漏えい、目的外利用、過度な行政把握への懸念も否定できません。したがって、資産を含めた負担能力の把握については、理念としては検討に値する一方で、現段階では慎重であるべきだと考えます。

そこで、内閣総理大臣に伺います。

政府は、今回の金融所得の反映に当たり、個人情報保護や利用目的の限定、第三者提供の制限などについてどのように徹底していくお考えでしょうか。

参政党は、国民皆保険制度を守る立場です。しかし、制度を守るとは、現状をただ温存することではありません。将来世代に負担を先送りにせず、本当に必要な医療を守り、不要な支出を見直し、国民が納得できる制度へと立て直すことが不可欠です。

そのために何より必要なのは、国民との信頼関係だと思えます。制度変更の理由、分かち合いの意味、その先にどのような社会を目指していくのか。政府には、国民に対し丁寧な説明を尽くすことを強く求め、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

（内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（高市早苗君） 岩本麻奈議員の御質問にお答えをいたします。

現役世代の保険料負担の抑制と現場の負担を軽減するための医療DXについてお尋ねがございました。

社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくということは、現役世代の手取りを増やし、経済の好循環を通じて強い経済をつくる上でも極めて重要です。必要な保険給付などを適切に行い、世代間や世代内での負担の公平性を確保するとともに、限られた財源及び医療資源を効率的に活用することを目的として、本法案を提出しました。

また、医療機関のシステム間の連携を進めるため、全国共通の標準的なデータ連携仕様を策定することにより、御指摘のベンダーロックインなどを排除しつつ、現場での導入負担を軽減し、医療機関で真に必要とされる効率的なDX化を推進してまいります。

金融所得の勘案と個人情報の保護についてお尋ねがございました。

事務の実施主体である後期高齢者医療広域連合などは、個人情報保護法、マイナンバー法など、個人情報保護に関する規制を定めた法令の適用

を受けることとなります。職員に対して秘密保持義務が課されること、システムの運用において外部からの不正アクセスの防止などの安全管理措置を講じることなどが求められます。これらの法令を適切に運用することにより、個人情報の保護に努めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

（国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手）

○国務大臣（上野賢一郎君） 岩本麻奈議員の御質問にお答えをいたします。

OTC類似薬の見直しに関する配慮の在り方についてお尋ねがありました。

今回のOTC類似薬の保険給付の見直しに当たっては、引き続き必要な受診が確保されるよう、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、子供や入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と認める方などについては、別途の負担を求めない等の配慮を検討しています。

具体的な範囲や判断基準については、本法案の御審議も踏まえ、今後、施行に向けて有識者の検討会で技術的な観点から議論いただいた後、医療保険部会や中医協でも議論をいただいた上で決定し、お示しすることを考えています。

また、本制度の実施に当たっては、現場負担が増大しないよう、可能な限り分かりやすい仕組みとすることが重要と考えており、この点にも留意しながら丁寧に検討を進めてまいります。

一部保険外療養の今後の見直しについてお尋ねがありました。

本法案においては、一部保険外療養を定めるに当たっては、法律上、適正な医療を確保しつつ、また所得の状況、病状の程度、治療の内容その他療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するといった規定を設けております。OTC類似薬を一部保険外療養に位置付けるに当たって

は、必要な受診が確保されるよう適切に運用することとしています。

具体的運用については、施行に向けて、本法案の御審議も踏まえ、有識者の検討会で技術的な観点から議論いただいた後、医療保険部会や中医協でも議論いただいた上で決定し、お示しをすることと考えています。

また、施行後においても、対象医薬品の処方数を施行前後で比較する等により状況把握を行うこととしており、国民の皆様にとって分かりやすいものとなるよう、透明性の確保を含め丁寧に対応を進めてまいります。

高額療養費制度と医療費適正化政策についてお尋ねがありました。

今回の高額療養費制度の見直しに当たっては、患者団体も参画した専門委員会、延べ二十を超える様々な事例や家計の収支状況に関する資料などをお示しし、丁寧な議論を重ねた上で見直し案を決定いたしました。

仮に、将来改正する際には、今回と同様に、患者団体、保険者、労使、医療関係者など多くの関係者に議論に参画いただき、また、家計への影響を含め制度見直しに関する資料をお示した上で丁寧な議論を積み重ねるなど、引き続き丁寧な対応を行ってまいります。

また、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手を増やす等の観点から、現在、攻めの予防医療に向けた議論を進めており、あわせて、長期処方やリフィル処方への取組の強化や残薬対策の推進など、医療費適正化に向けた取組も進めてまいります。

高額医薬品の薬価や費用対効果についてお尋ねがありました。

医薬品の薬価については、二〇一九年度から実施している費用対効果評価制度において、市場規模が大きい、又は単価の高い医薬品を対象として費用対効果を評価し、その結果に応じて薬価の調整を行っているところです。費用対効果評価制度

については、昨年末の大臣折衝事項などに基づいて更なる活用に向けて今後検証を行うこととしており、引き続き、関係者の意見を伺いながら適切に議論をしてまいります。

周産期医療提供体制の構築と多様な出産ニーズへの対応についてお尋ねがありました。

都道府県において、地域のニーズ等を考慮しつつ、二次医療圏にとらわれない、より広域な周産期医療圏の設定や、地域における分娩を取り扱う施設や妊婦健診を行う施設等の役割分担や連携などの取組を進めており、厚生労働省としても財政支援を行っております。

無痛分娩については、医療関係団体と連携し、無痛分娩の提供体制に関する情報の公開、医療従事者を対象とした研修体制の整備、産科麻酔を実施する麻酔科医の確保などの取組を進めるとともに、モデル事業を実施して、安全で質の高い無痛分娩を提供する体制の整備を進めてまいります。

適正な分娩費用の設定についてお尋ねがありました。

現在、正常分娩の出産費用は、医療機関が自由に価格設定を行っており、地域間の差のみならず、同じ都道府県内であっても施設によつて差があるのが実情です。

今回の見直しでは、正常分娩の出産費用を現物給付化した上で一律の基本単価を設定することとしており、これにより、出産育児一時金の支給額を引き上げても、それに合わせて出産費用も上昇し、妊婦の経済的負担の軽減につながらないというこれまでの課題の解決を図ることとしております。

その上で、人員体制が手厚い施設や地域において中核的な役割を果たしている施設については、加算という形で評価することを検討しており、今後、保険料への影響や分娩取扱施設の経営実態等も踏まえつつ、施行に向けて丁寧に対応してまいります。(拍手)

(国務大臣黄川田仁志君登壇、拍手)

○国務大臣 黄川田仁志君 岩本麻奈議員から、妊産婦のメンタルヘルスへの支援についてお尋ねがありました。

妊娠、出産、産後の期間は、心身の変化や慣れない環境等により不安を抱えがちな時期であることから、妊産婦の方々のメンタルヘルスに関する対応は大変重要であります。このため、全ての市町村において、伴走型相談支援や母子保健事業を通じ、妊産婦やその家族、それぞれのニーズの把握を行うとともに、関係機関と連携し、メンタルヘルスを含め、個々のニーズに応じた必要な支援につなげていきます。

母親の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業については、必要とされる全ての方に御利用いただけるよう、計画的な提供体制の整備を進めるとともに、施設整備の改修に伴う費用の補助を実施しております。

助産師の養成課程においては、妊産婦のメンタルヘルスの危機的状況や心理的リスクのある褥婦への支援等を基礎的な知識として位置付けられていると承知しております。また、妊産婦の多様なニーズに応じて支援を行う助産師等の専門職への支援として、妊産婦のメンタルヘルスへの対応能力の向上を目的とした研修の実施等を行っております。

引き続き、こうした取組を通じて、妊産婦のメンタルヘルスの支援に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 白川容子君。

(白川容子君登壇、拍手)

○白川容子君 日本共産党の白川容子です。

私は、日本共産党を代表し、健康保険法等の一部を改正する法律案について、高市総理に質問いたします。

まず、本法案は、自民、維新の連立政権合意書

に掲げられたOTC類似薬の自己負担分を求めるために、一部保険外療養を創設するとしております。七十七成分、約千百品目のOTC類似薬について、薬剤費の四分の一を特別の料金として保険外の負担を患者に求めますが、薬剤費の残り四分の三に掛かる定率負担と合わせると、現在窓口で三割負担の方は約五割の負担になります。五割もの自己負担の押し付けを、もはや公的保険の給付とは呼べません。将来にわたって七割の保険給付、自己負担は三割以内を維持するとした二〇〇二年改正健保法附則の趣旨に反することになるのではないですか。

こうした保険外しは、社会保険料の抑制のためと説明されています。しかし、衆議院の審議で、OTC類似薬の患者負担増による国民の社会保険料の軽減は月三十三円程度であることを政府は認めました。今回の制度改変で、けがや病気になったときの負担増は、その何十倍にもなるのではありませんか。

しかも、負担増はこれだけにとどまりません。昨年末の自民、維新の政調会長間合意にも、二〇二七年度以降、OTC類似薬以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す書かれています。条文上でも、保険外しの範囲はOTC類似薬以外の薬剤にも広げられることになっているのではありませんか。

さらに重大な問題は、薬剤だけでなく、診察、処置、手術、在宅医療なども厚労省の判断だけで保険給付から外せる条文になっていることです。ドラッグストアで販売される薬剤と医療保険で支給される薬剤との公平性を理由とした見直しだと説明しながら、なぜ薬剤以外にも含めて厚労大臣の判断で保険給付から外せる条文になっているのですか。

また、衆議院では、一部保険適用外だと言いがら、条文上では薬剤費の全額負担も可能だと認めました。一連の療養の一部を保険外にすること

が可能となれば、薬剤だけでなく、診察や処置などでも全額負担を求めることが可能になってしまふのではありませんか。

結局、この法案は、OTC類似薬の負担増を入口に、国民に際限のない負担増を強いるものです。医療費抑制の施策を転換しない限り、一部保険外療養の保険外しは、負担と給付の調整弁として政府の都合のいいように運用され続けていくことになりはしませんか。明確な答弁を求めます。私は元々、病院職員として働き、お金がなくて治療も受けられない方々と向き合ってきました。本法案で問われているのは、人の命と政治がどう向き合うのかであり、お金のあるなしで命の重さが量られるような、命の沙汰も金次第という状況にしてはならないということです。

今、長引く物価高騰、中東情勢による経済や暮らしへの追い打ち、医療や介護の負担が国民の生活を圧迫しています。こうしたときだからこそ、社会保障の果たすべき役割が問われています。社会保障は憲法二十五条の生存権を保障するものであり、高齢者も現役世代もひとしく暮らしを支えるものです。それとは真逆に、世代間対立をおりながら、実は全体の給付を削減するようなやり方が、高市総理、あなたの目指す社会保障の在り方なのか。総理にとって社会保障とは何なのか、はっきりとお答えください。

国民全体の生活を支える給付が少な過ぎることが日本の社会保障の構造的な問題です。大軍拡予算を改めて、この構造こそ変えるべきではありませんか。明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(高市早苗君) 白川容子議員の御質問にお答えいたします。

一部保険外療養の趣旨と保険料負担軽減効果についてお尋ねがございました。

二〇〇二年改正健康保険法附則における給付とは、保険給付の対象となる医療に要した費用に対

する給付であり、保険外併用療養などにおける保険外の費用は対象外であることから、今回の見直しについても、この附則に反するものではございません。

また、一人一人の患者の症状や本制度により御負担いただく額は様々であると認識しています。が、薬剤費の四分の一とすることなどにより、過度な負担とならないよう配慮をしています。

また、OTC類似薬の見直しのみならず、様々な改革の一つ一つ積み重ねていくことで、医療保険制度の持続可能性を確保するとともに、保険料負担の軽減に努めていくことが必要であると考えています。

一部保険外療養の対象範囲についてお尋ねがございました。

今後の対象範囲については、日本維新の会と自由民主党の政調会長間合意において、OTC医薬品の対応する症状の適応がある医療用医薬品の相当部分までの対象範囲の拡大を目指すとしており、本制度が医療現場や患者に与える影響を把握しながら、対象範囲について丁寧に検討することとしています。

一部保険外療養の条文の規定については、本法案の附則において、OTC類似薬の一部保険外療養の見直し規定を設けているように、法案全体を読めば、見直しの対象は薬剤を念頭に置いたものとなっています。

また、一般のOTC類似薬の一部保険外療養は医薬品に着目した見直しであることから、OTC類似薬の支給と併せて行われる診療や処置について、全額負担を求めることは考えていません。

一部保険外療養と医療費抑制についてお尋ねがありました。

現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことは、現役世代の手取りを増やす上でも極めて重要です。同様に、医療保険制度の持続可能性を確保し、国民の皆様に必要な医療を保障することも極めて重要だと考えております。

OTC類似薬の一部保険外療養を実施するに当たっては、単に保険料負担軽減の観点のみから進めるのではなく、本制度が医療現場や患者の皆様に与える影響を把握しながら、必要な受診が確保されるよう丁寧に進めてまいります。

社会保障に対する認識についてお尋ねがありました。

社会保障制度は、国民お一人一人が、その夢や希望の実現を諦めることなく安心して暮らしていくための基盤です。この制度を持続可能なものとするため、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要なサービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障を構築することが重要です。

国民生活の大前提となる我が国の平和と独立を守り抜いていくために必要な防衛力の強化について、大軍拡との御指摘は当たりませんが、いずれにせよ、全ての世代を通じて納得感が得られる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継ぐため、しっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長辻元清美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔辻元清美君登壇、拍手〕

○辻元清美君 ただいま議題となりました物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる

経済的社会的な事情の変化を踏まえ、貨物自動車相互間の中継輸送を促進するため、貨物自動車中継輸送事業について、計画の認定及び実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中継輸送の実施状況と普及に向けた取組、中継輸送の実施に伴う追加の費用や作業等の負担軽減策、中継輸送事業に係る支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おき願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十二

賛成 二百三十七

反対 五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 関口 昌一君
副議長 福山 哲郎君

中田 優子君 宮出 千慧君
平戸 航太君 櫻井 祥子君
後藤 翔太君 小林さやか君
安達 悠司君 塩入 清香君
庭田 幸恵君 杉本 純子君
初鹿野裕樹君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 大津 力君
岩本 麻奈君 山中 泉君
浜口 誠君 松田 学君
安藤 裕君 梅村みずほ君
磯崎 哲史君 神谷 宗幣君
上田 清司君 奥村 祥大君
白川 容子君 かごしま彰宏君
岩渕 友君 大門実紀史君
牛田 茉友君 水野 孝一君
山添 拓君 江原くみ子君
原田 秀一君 吉良よし子君
山田 吉彦君 伊藤 辰夫君
仁比 聡平君 岡崎 太君
田村 まみ君 芳賀 道也君
小池 晃君 石 平君
足立 康史君 後藤 斎君
金子 道仁君 松野 明美君
浜野 喜史君 伊藤 孝恵君
青島 健太君 中条きよし君
舟山 康江君 榛葉賀津也君
川合 孝典君 嘉田由紀子君
高木かおり君 串田 誠一君
片山 大介君 石井 苗子君
柴田 巧君 松沢 成文君
浅田 均君 猪瀬 直樹君

上野ほたる君 新実 彰平君
ながえ孝子君 永井 学君
石井めぐみ君 脇 雅昭君
長谷川英晴君 星 北斗君
加藤 明良君 赤松 健君
阿達 雅志君 井上 義行君
上月 良祐君 三原しゅん子君
舞立 昇治君 野上浩太郎君
古賀友一郎君 酒井 庸行君
山谷えり子君 山谷 哲郎君
野村 良男君 望月 良男君
平山佐知子君 百田 尚樹君
梶原 大介君 若井 敦子君
東野 秀樹君 吉井 章君
かまやち敏君 白井 正一君
加田 裕之君 進藤金日子君
こやり隆史君 馬場 成志君
長谷川 岳君 渡辺 猛之君

若林 洋平君 山本 啓介君
佐々木りえ君 友納 理緒君
福山 守君 古庄 玄知君
藤井 一博君 小林 一大君
生稲 晃子君 宮本 周司君
山田 宏君 滝波 宏文君
北村 経夫君 堀井 巖君
山下 雄平君 松村 祥史君
高橋 克法君 佐藤 啓君
宮沢 洋一君 牧野たかお君
北村 晴男君 齊藤健一郎君
神谷 政幸君 越智 俊之君
宮本 和宏君 山本佐知子君
いんどう周作君 寺田 静君
本田 顕子君 朝日健太郎君
今井絵理子君 石田 昌宏君
藤川 政人君 江島 潔君
青木 一彦君

磯崎 仁彦君 中西 祐介君
岡田 直樹君 松山 政司君
有村 治子君 安野 貴博君
尾辻 朋実君 清水 真人君
出川 桃子君 泉 房穂君
小林孝一郎君 高木 真理君
小川 克巳君 山田 太郎君
藤木 真也君 打越さく良君
上野 通子君 古川 俊治君
松下 新平君 浅尾慶一郎君
吉田 忠智君 鶴保 庸介君
木村 義雄君 吉川 沙織君
ラサール石井君 福島みずほ君
伊勢崎賢治君 小島とも子君
横沢 高德君 三上 えり君
柴 慎一君 羽田 次郎君
田島麻衣子君 石垣のりこ君
木戸口英司君

石井 浩郎君 山本 順三君
石井 準一君 末松 信介君
高良 沙哉君 伊波 洋一君
高橋はるみ君 郡山りょう君
西田 英範君 見坂 茂範君
鈴木 大地君 岩本 剛人君
船橋 利実君 自見はなこ君
松川 るい君 大家 敏志君
森 まさこ君 猪口 邦子君
福岡 資麿君 西田 昌司君
櫻井 充君 橋本 聖子君
鈴木 宗男君 中曽根弘文君
奥田ふみよ君 山内佳菜子君
福土 珠美君 大島九州男君
村田 享子君 古賀 千景君
鬼木 誠君 塩村あやか君
岸 真紀子君 熊谷 裕人君
古賀 之士君

国務大臣

内閣総理大臣 高市 早苗君
厚生労働大臣 上野賢一郎君
国土交通大臣 金子 恭之君

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(こども政策少子化対策若者活躍男女共同参画)) 黄川田仁志君

内閣官房副長官

内閣官房副長官 佐藤 啓君

副大臣

厚生労働副大臣 仁木 博文君

議長 の 報告事項

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

補欠

吉田 忠智君

森 ゆうこ君

江原くみ子君

川合 孝典君

上田 勇君

伊藤 孝江君

司 隆史君

秋野 公造君

伊勢崎賢治君

大島九州男君

行政監視委員

辞任

補欠

大島九州男君

伊勢崎賢治君

懲罰委員

辞任

補欠

秋野 公造君

司 隆史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

小林 一大君

橋本 聖子君

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員

辞任

補欠

山田 太郎君

松山 政司君

司 隆史君

高橋 光男君

石井 苗子君

猪瀬 直樹君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 片山 大介君 (片山大介君の補欠)

理事 大津 力君 (大津力君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

国家情報会議設置法案(閣法第二四号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

一、派遣委員

宮沢 洋一

石田 昌宏

岩本 剛人

森 ゆうこ

川合 孝典

秋野 公造

石井 苗子

岩本 麻奈

一、派遣地

東京都

一、期間

五月十八日 一日間

一、費用

旅費を要しない。

右のとおり議決した。よって参議院情報監視審査会規程第十九条により承認を求めます。

令和八年五月七日

参議院議長 関口 昌一殿

情報監視審査会会長 宮沢 洋一

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

青木 一彦君

脇 雅昭君

総務委員

辞任

補欠

財政金融委員

脇 雅昭君

青木 一彦君

文教科学委員

辞任

補欠

国土交通委員

辞任

補欠

環境委員

補欠

和宏君

環境委員

辞任

補欠

石井 準一君

鈴木 大地君

磯崎 仁彦君

小林孝一郎君

松山 政司君

上野 通子君

決算委員

辞任

補欠

森 ゆうこ君

吉田 忠智君

川合 孝典君

江原くみ子君

秋野 公造君

司 隆史君

伊藤 孝江君

上田 勇君

櫻井 祥子君

神谷 宗幣君

行政監視委員

辞任

補欠

大島九州男君

伊勢崎賢治君

懲罰委員

辞任

補欠

伊勢崎賢治君

大島九州男君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

農林水産委員会に付託

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四一号)

旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第四二号)

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

脇 雅昭君

いんどう周作君

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四一号)

旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第四二号)

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

脇 雅昭君

いんどう周作君

総務委員

辞任

補欠

いんどう周作君

財政金融委員

辞任

補欠

いんどう周作君

文教科学委員

辞任

補欠

小林孝一郎君

国土交通委員

辞任

補欠

山本 順三君

環境委員

辞任

補欠

山本 順三君

辞任

補欠

上野 通子君

辞任

補欠

小林孝一郎君

辞任

補欠

鈴木 大地君

辞任

補欠

山田 吉彦君

辞任

補欠

令和八年五月十三日 参議院会議録第十二号

議長 の 報告事項

予算委員

辞任

脇 雅昭君

補欠

山本 順三君

脇 雅昭君

山本 順三君

高木かおり君

伊勢崎賢治君

串田 誠一君

高木かおり君

伊勢崎賢治君

決算委員

辞任

山本 順三君

脇 雅昭君

奥村 祥大君

山田 吉彦君

上田 勇君

下野 六太君

高木かおり君

串田 誠一君

神谷 宗幣君

梅村みずほ君

伊勢崎賢治君

奥田ふみよ君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際問題に関する調査会委員

辞任

脇 雅昭君

補欠

神谷 政幸君

脇 雅昭君

神谷 政幸君

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員

辞任

郡山りょう君

補欠

小島とも子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
環境委員会

理事

串田 誠一君

(上野はたる君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(閣法第四九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号) 審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ君提出E Vバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問に対する答弁書(第三八号)

参議院議員石垣のりこ君提出小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問に対する答弁書(第三九号)

参議院議員石垣のりこ君提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問に対する答弁書(第四〇号)

審査報告書

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月十二日

国土交通委員長 辻元 清美
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化を踏まえ、貨物自動車相互間の中継輸送を促進するため、貨物自動車中継輸送事業について、その計画の認定及びその実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため、令和八年度財政投融资特別会計予算において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する財政融資四百二十五億円及び産業投資二十億円の中に所要の経費が計上されている。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和八年四月十四日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律

物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 運転者の運送及び荷役等の効率化」を

「第三章 貨物自動車相互間の中継輸送の促進」に改め、

第一節 総則(第二十九条の二―第二十二節 貨物自動車中継輸送実施計画

第二節 貨物自動車中継輸送事業の促進(第二十九条の十二)

第四章 運転者の運送及び荷役等の効率化

に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に改める。

第一条中「について」を「及び貨物自動車中継輸送事業について」に改め、「中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置を削る。

第四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十六号までを削り、第十七号を第五号とし、同条第十八号イ中「の食品等を」に規定する食品等を「に改め、同号を同条第六号とする。

第六条第二項第五号中「第十一条を」(平成元年

法律第八十二条)第十一条に、「第十八条を」(昭和六十二年法律第九十二号)第十八条に改め、同項第六号中「に該当する」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。」に該当する」に改め、同条第四項第三号中「に該当する」を「(貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第十号において同じ。)に該当する」に改め、同項第四号中「第二種貨物利用運送事業」の下に「(貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。以下この号、第六項及び第十一号において同じ。)」を加え、「を除く」を「(同法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。第六項において同じ。)」を除く」に、「貨物利用運送事業法」を「同法」に改め、同項第五号中「に該当する」を「(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。以下この号、第十二条及び次章において同じ。)」に該当する」に、「当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法を「同法」に、「該当せず」を「該当しない場合であり」に改め、同項第六号中「に該当する」を「(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。以下この号及び第十四号において同じ。)」に該当する」に、「海上運送法」及び「当該事業を実施する者が同法を「同法」に、「こと」を「場合であること」に改め、同項第七号中「に該当する」を「(鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に同法第八条第一項に規定する鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下この号及び第十五条において同じ。)」に該当する」に、「(鉄道事業法)を「同

「法」に改め、同項第八号中「に該当する」を「（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。以下この号及び第十六条において同じ。）に該当する」に、「軌道法」を「同法」に改め、同項第九号中「に該当する」を「（自動車ターミナル法昭和三十四年法律第百三十六号）第三条第二号に規定するトラックターミナル事業をいう。以下この号、第十七条及び第二十九条の六第五項第六号において同じ。）に該当する」に、「自動車ターミナル法」を「同法」に改め、同項第十号中「、倉庫業」の下に「（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業をいう。第十八条及び第二十九条の六第五項第七号において同じ。）を加え、「当該事業を実施する者が倉庫業法」を「第一項の認定の申請の内容が同法」に改め、同条第十一項中「港灣管理者」の下に「（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港灣管理者をいう。第十三項及び第八号において同じ。）」を加え、同条第十四項中「第一項」を「前各項に定めるもののほか、第一項」に改める。 第十條第四項中「第三条第一項の登録を受けた者」を「第七條第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者」に、「第三十條第八号」を「第三十條第六号」に改める。 第十一條第四項中「第二十條の許可を受けた者」を「第二十四條第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者」に、「第三十條第八号」を「第三十條第六号」に改める。 第十三條第一項中「についての貨物自動車運送事業法」を「（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。次項において同じ。）についての同法」に改める。 第七十七條中「第二十九條」の下に「若しくは第二十九條の十三」を加える。 第七十九條中「第二十三條第二項」の下に「又は第二十九條の十一第二項」を加える。	第五章を第六章とする。 第七十四條中「並びに」を「、第三章に規定する国土交通大臣の権限並びに」に改める。 第四章を第五章とする。 第三十條中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十号イを次のように改める。 イ 倉庫業者 第三十條第十号ハ中「の航空運送事業」を「に規定する航空運送事業に改め、同号ニ中「第二条第二項の」を「第二条第二項に規定する」に、「同条第三項の」を「同条第三項に規定する」に改め、同号を同条第八号とする。 第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。 第三章 貨物自動車相互間の中継輸送の促進 第一節 総則 （定義） 第二十九條の二、この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定貨物自動車中継輸送施設 二 以上の貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、貨物の運送の用に供するものをいう。以下同じ。）が駐車し、又は停留し、及びそれらの貨物を当該貨物自動車相互間で積み替えるまでの間一時的に保管するための施設であつて、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路の近傍に立地し、入浴設備を備えた待機所その他の貨物自動車の運転者（以下「運転者」という。）の疲労を回復するための施設が併設され、並びに荷役に係る停留場所への貨物自動車の出入りの円滑な管理に資する装置、貨物の搬入及び搬出並びに仕分の円滑化を図るための情報処
理システムその他の荷役及び荷さばきの効率化に資する設備を有するものをいう。 二 貨物自動車中継輸送事業 二 以上の一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。以下この節において同じ。）又は特定貨物自動車運送事業者（同法第二十一条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。以下この節において同じ。）がその一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（同法第二条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業（同法第二条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。第二十九條の六第五項第五号において同じ。）について運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離を短縮することにより当該運転者の過労運転の防止を図りつつ、必要な物資が必要ときに確実に運送されるようにするために行う事業であつて、特定貨物自動車中継輸送施設において当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うもの（当該特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者が当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に当該特定貨物自動車中継輸送施設を使用させる場合にあつては、当該使用させる事業を含む。）をいう。 （国及び地方公共団体の責務） 第二十九條の三 国は、運転者の過労運転の防止を図るとともに、第二条（第一号に係る部分に限る。）の基本理念（以下この節において「基本理念」という。）の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送に関する情報の提供、貨物自動車相互間の中継輸送を行い、又は行おうとする者への助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 地方公共団体は、基本理念の実現に資するた	め、貨物自動車相互間の中継輸送を行う者に対して、その実施に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。 （事業者の責務） 第二十九條の四 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、その運転者の過労運転の防止を図るとともに、基本理念の実現に資するため、相互に連携し、及び協働し、貨物自動車相互間の中継輸送を実施するよう努めなければならない。 2 荷主及び倉庫業者（倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。第三十條第八号イ及び次章第四節において同じ。）その他の貨物自動車に係る貨物の積卸施設の管理者（次条第二項第四号において「倉庫業者等」という。）は、基本理念の実現に資するため、その業務の遂行に支障のない範囲内において、貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。 （基本方針） 第二十九條の五 国土交通大臣は、運転者の過労運転の防止を図るとともに、基本理念の実現に資するため、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関し、基本的な方針（以下この条及び次条第五項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。 一 貨物自動車相互間の中継輸送の意義及び目標に関する事項 二 貨物自動車中継輸送事業の実施に関する基本的な事項 三 貨物自動車中継輸送事業の実施に当たって配慮すべき事項 四 貨物自動車相互間の中継輸送に係る一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、荷主、倉庫業者等その他の関係者相互間の連携及び協働に関する基本的な事項

五 その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する重要事項 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関）に協議するものとする。 4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 第二節 貨物自動車中継輸送実施計画の認定等 （貨物自動車中継輸送実施計画の認定） 第二十九条の六 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、その実施しようとする貨物自動車中継輸送事業についての計画（以下この章において「貨物自動車中継輸送実施計画」という。）を作成し、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に提出して、その貨物自動車中継輸送実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 貨物自動車中継輸送実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 貨物自動車中継輸送事業の目標 二 貨物自動車中継輸送事業を実施する区域 三 貨物自動車中継輸送事業の内容（次号に掲げるものを除く。） 四 貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備並びに管理主体 五 貨物自動車中継輸送事業の実施時期 六 運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離の短縮その他の貨物自動車中継輸送事業の実施により見込まれる効果 七 貨物自動車中継輸送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 3 貨物自動車中継輸送実施計画には、第一項の認定を受けようとする者以外の者が行う特定貨	物自動車中継輸送施設の整備に関する次に掲げる事項を含めることができる。 一 当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備の内容及びその実施主体 二 当該特定貨物自動車中継輸送施設の用に供する土地の所在及び面積 三 その他国土交通省令で定める事項 4 第二項第三号又は第四号に掲げる事項には、貨物自動車中継輸送事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。 一 貨物自動車運送事業法第九条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の認可を要する事業計画の変更に関する事項 二 貨物自動車運送事業法第九条第三項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。第二十九条の八において同じ。）の規定による届出を要する事業計画の変更に関する事項 三 自動車ターミナル法第七条第一項又は第十条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項 四 自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を要する同法第二条第六項に規定するトラックターミナルの位置、規模、構造又は設備の変更に関する事項 五 倉庫業法第三条の登録に係る同法第四条第一項各号に掲げる事項 六 倉庫業法第七条第一項の変更登録を要する同法第四条第一項各号に掲げる事項の変更に関する事項 七 倉庫業法第七条第三項又は第八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項 5 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その貨物自動車中継輸送実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	る。 一 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。 二 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が貨物自動車中継輸送事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合すること。 四 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものであつて、貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。 五 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、特定貨物自動車運送事業に該当するものであつて、貨物自動車運送事業法第三十五条第六項において準用する同法第九条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同法第三十五条第六項において読み替えて準用する同法第九条第二項において準用する同法第三十五条第三項各号に掲げる基準に適合すること。 六 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものであつて、自動車ターミナル法第十一条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号（同法第十一条第一項に規定する構造又は設備の変更にあつては、同法第六条第一号）に掲げる基準に適合すること。 七 貨物自動車中継輸送実施計画に記載された	事業のうち、倉庫業に該当するものであつて、次のイ又はロに掲げる登録又は変更登録を受けなければならないものについては、第一項の認定の申請の内容がそれぞれイ又はロに定める規定に該当しないこと。 イ 倉庫業法第三条の登録 同法第六条第一項各号 ロ 倉庫業法第七条第一項の変更登録 同条第二項において読み替えて準用する同法第六条第一項第四号 6 国土交通大臣は、第一項の認定をしようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、関係する都道府県公安委員会の意見を聴くものとする。ただし、都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。 7 国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について第一項の認定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くものとする。 8 国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該関係都道府県知事に通知するものとする。 9 前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。（貨物自動車中継輸送実施計画の変更等） 第二十九条の七 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る貨物自動車中継輸送実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。 2 国土交通大臣は、前条第一項の認定に係る貨物自動車中継輸送実施計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のも
--	--	--	--

の。以下この章において「認定貨物自動車中継輸送実施計画」という。が同条第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者(同条第三項の規定により当該認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された同項に規定する者を含む。第二十九條の十三において「認定貨物自動車中継輸送事業者等」という。)が認定貨物自動車中継輸送実施計画に従つて当該認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業(前条第三項に規定する特定貨物自動車中継輸送施設の整備を含む。第二十九條の十一第一項第一号及び第二十九條の十三において同じ。)を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項から第九項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第三節 貨物自動車中継輸送事業の促進
(貨物自動車運送事業法の特例)

第二十九條の八 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九條の六第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第二十九條の十において同じ。)を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業法第九條第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(自動車ターミナル法の特例)

第二十九條の九 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九條の六第一項の認定を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、自動車ターミナル法第十一條第一項の許可を受け、又は同法第七條

第一項若しくは第十一條第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。
(倉庫業法の特例)

第二十九條の十 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者がその貨物自動車中継輸送実施計画について第二十九條の六第一項の認定を受けたときは、当該貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業のうち、倉庫業法第三條の登録若しくは同法第七條第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第八條第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。
(機構による貨物自動車中継輸送事業の推進)

第二十九條の十一 機構は、貨物自動車中継輸送事業を推進するため、次の業務を行う。
一 認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

2 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。
3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(都市計画法等による処分についての配慮)
第二十九條の十二 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された特定貨物自動車中継輸送施設の整備の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第四節 雑則

第二十九條の十三 国土交通大臣は、認定貨物自動車中継輸送事業者等に対し、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施状況について報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

第二条 国土交通大臣は、この法律の施行前にいても、改正後の第二十九條の五第一項から第三項までの規定の例により、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めることができる。
2 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された基本方針は、この法律の施行の日において改正後の第二十九條の五第一項の規定により定められ、同条第四項の規定により公表されたものとみなす。
(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第四百十号中)又は「若しくは第二十九條の十(倉庫業法の特例)又は」に、「認定又は」を「認定若しくは物資流通効率化法第二

十九條の六第一項(貨物自動車中継輸送実施計画の認定)の規定による貨物自動車中継輸送実施計画の認定若しくは物資流通効率化法第二十九條の七第一項(貨物自動車中継輸送実施計画の変更等)の規定による貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定又は」に改める。
(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項第二号中「第二十三條第一項第一号」の下に「又は第二十九條の十一第一項第一号」を加える。

第十三條第一項第十号中「第二十三條第一項」の下に「及び第二十九條の十一第一項」を加える。
第十五條第一項中「第二十三條第一項第一号」の下に「及び第二十九條の十一第一項第一号」を加える。

(貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第九條を次のように改める。
(貨物利用運送事業法及び物資の流通の効率化に関する法律の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「第三十五條第六項」を「第三十五條第八項」に改める。

一 貨物利用運送事業法第三十三條第三号
二 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第二十九條の六第四項第一号及び第二号並びに第五項第五号

投票者氏名
日程第一 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一三七名

青木 一彦君
浅尾慶一郎君
阿達 雅志君
生稲 晃子君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩本 剛人君
上野 通子君
江島 潔君
岡田 直樹君
越智 俊之君
加田 裕之君
かまやち敏君
北村 経夫君
見坂 茂範君
古賀友一郎君
小林 一大君
こやり隆史君
櫻井 充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木 大地君
高橋 克法君
滝波 宏文君
出川 桃子君
友納 理緒君
中曽根弘文君
西田 昌司君
野上浩太郎君
橋本 聖子君
長谷川英晴君
東野 秀樹君
福山 守君

赤松 健君
朝日健太郎君
有村 治子君
石井 準一君
石田 昌宏君
井上 義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
白井 正一君
大家 敏志君
小川 克巳君
梶原 大介君
加藤 明良君
神谷 政幸君
木村 義雄君
上月 良祐君
古庄 玄知君
小林孝一郎君
酒井 庸行君
佐藤 啓君
清水 真人君
末松 信介君
鈴木 宗男君
高橋はるみ君
鶴保 庸介君
寺田 静君
永井 学君
中西 祐介君
西田 英範君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
馬場 成志君
福岡 資麿君
藤井 一博君

藤川 政人君
船橋 利実君
星 北斗君
本田 顕子君
牧野たかお君
松下 新平君
三原じゅん子君
宮本 和宏君
森 まさこ君
山田 太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井 章君
若林 洋平君
渡辺 猛之君
石垣のりこ君
泉 房穂君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
郡山りよう君
古賀 之士君
小西 洋之君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田島麻衣子君
辻元 清美君
長浜 博行君
広田 一君
牧山ひろえ君
水岡 俊一君
森 ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川 沙織君
蓮 舫君
磯崎 哲史君
伊藤 辰夫君
牛田 茉友君

藤木 眞也君
古川 俊治君
堀井 巖君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
山下 雄平君
山田 宏君
山本 啓介君
山本 順三君
若井 敦子君
脇 雅昭君
青木 愛君
石橋 通宏君
打越さく良君
鬼木 誠君
岸 真紀子君
熊谷 裕人君
古賀 千景君
小島とも子君
斎藤 嘉隆君
柴 慎一君
高木 真理君
田名部匡代君
徳永 エリ君
羽田 次郎君
福士 珠美君
村上 亨子君
森本 真治君
横沢 高德君
吉田 忠智君
足立 康史君
伊藤 孝恵君
上田 清司君
江原くみ子君

奥村 祥大君
川合 孝典君
小林さやか君
竹詰 仁君
堂込麻紀子君
芳賀 道也君
浜野 喜史君
平戸 航太君
水野 孝一君
秋野 公造君
伊藤 孝江君
川村 雄大君
佐々木雅文君
下野 六太君
高橋 光男君
竹谷とし子君
司 隆史君
原田大二郎君
三浦 信祐君
横山 信一君
浅田 均君
石井めぐみ君
上野はたる君
嘉田由紀子君
金子 道仁君
佐々木りえ君
石 平君
中条きよし君
松沢 成文君
安達 悠司君
岩本 麻奈君
大津 力君
後藤 翔太君
塩入 清香君
中田 優子君
松田 学君
山中 泉君
吉良よし子君

かこしま彰宏君
後藤 斎君
榛葉賀津也君
田村 まみ君
庭田 幸恵君
浜口 誠君
原田 秀一君
舟山 康江君
山田 吉彦君
石川 博崇君
上田 勇君
窪田 哲也君
里見 隆治君
杉 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君
平木 大作君
宮崎 勝君
青島 健太君
石井 苗子君
猪瀬 直樹君
岡崎 太君
片山 大介君
串田 誠一君
柴田 巧君
高木かおり君
新実 彰平君
松野 明美君
安藤 裕君
梅村みずほ君
神谷 宗幣君
櫻井 祥子君
杉本 純子君
初鹿野裕樹君
宮出 千慧君
岩渕 友君
小池 晃君

反対者氏名
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠 大輔君
大島九州男君
木村 英子君
五名

白川 容子君
仁比 聡平君
北村 晴男君
伊波 洋一君
安野 貴博君
福島みずほ君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
望月 良男君
大門実紀史君
山添 拓君
百田 尚樹君
高良 沙哉君
尾辻 朋実君
ラサール石井君
ながえ孝子君
福山 哲郎君

EVバス等への補助事業に対する報道の影響
に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和八年四月二十七日
石垣のりこ
参議院議長 関口 昌一殿
EVバス等への補助事業に対する報道の影響
に関する質問主意書
株式会社EVモーターズ・ジャパン(以下「当事業者」という。)は令和八年四月十四日、「民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ(以下「当該文書」という。)を公表した。
当該文書によれば、当該事業者は「これまでに三百二十五台のEVバスを納入し」たが、「販売したEVバスの一部における不具合が発生したことから、(略)リコールを届出、不具合の解消に取り組」んだと記載されている。また、「販売したEVバスに関し、車両の不具合により急ブレーキや暴走が発生したとする等の事実と異なる内容が含ま

れた記事が掲載されるなどしたことにより」、当該事業者の製品を購入する「お客様への補助金交付に著しい支障」が生じることになったと記載されている。こうした状況を踏まえ、当該事業者の「資金繰りが維持できなくなる懸念が生じたことから、民事再生手続において(略)、本申立てに至った次第」と経緯を説明している。

当該文書は、補助金交付や当該事業者の経営状況に対し、報道が重大な影響を及ぼしたと解釈し得る構成となっている。このような記載は、EVBバス等への補助事業の運用について、国民に誤解を生じさせるおそれがある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 EVバス等を補助対象とする「商用車等の電動化促進事業」は、環境省、経済産業省及び国土交通省の連携事業である。同事業に基づく補助金交付の決定後又は申請中の案件について、交付停止、保留又は不交付の判断は、どのような基準及び根拠に基づき行われるか示されたい。

二 前記一の判断に当たり、新聞、テレビ、インターネット記事等の報道内容がどのように考慮されるか示されたい。特に、報道内容が補助金交付に影響を与えることはあるか示されたい。

三 当該文書における「お客様への補助金交付に著しい支障」との記載について、当該事案に係る補助金の交付・返還等の事実関係を示されたい。

四 特定の製品又は事業者に関する報道を理由として、補助金の交付停止、保留又は不交付が判断された事例は存在するか示されたい。事例が存在しない場合、当該文書における「事実と異なる内容が含まれた記事の掲載により」、「お客様への補助金交付に著しい支障」が生じたとする記載は、補助事業の運用実態と整合しているか、政府の認識を示されたい。

五 特定の事業者が報道により補助金交付等に支障が生じた旨公表することは、補助事業の公正

性及び透明性に対する国民の信頼を損なうおそれがある。誤解を招く又は事実と異なる説明がされている場合、補助事業の信頼性確保の観点から、同事業者に対して説明の訂正その他適切な対応を速やかに求める必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年五月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出EVバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出EVバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問に対する答弁書

一について

「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)交付要綱」(令和五年五月十六日環水大自発第二三〇五一六二号環境大臣制定(最終改正令和八年二月二日)。以下「交付要綱」という。)に定める「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)」(以下「商用車補助金事業」という。)については、交付要綱第十四条の規定において、「補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手続等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき(ただし、軽微な変更である場合を除く。)も同様とする」としているところ、これに基づき、当該補助事業者である、公益財団法人日本自動車輸送技術協会(以下「JATA」という。)が、商用車補助金事業について、当該交付規程として、「令和七年度(補

正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)交付規程」(令和八年三月十六日輸技協事第七一三七号最終改正 令和八年四月二十三日)。以下「交付規程」という。)を定めているところである。

その上で、お尋ねの「交付の決定後・・・の案件」の「交付停止」の「基準及び根拠」に関しては、交付規程第十四条第一項の規定に基づき、例えば、「補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があった場合」、「補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくJATAの指示等に従わない場合」、「補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合」、「補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不当な行為をした場合」等のいずれかに該当する場合には、「交付の決定の全部又は一部を取消すことができる」としているとおりである。

また、お尋ねの「申請中の案件」の「保留又は不交付」の「基準及び根拠」に関しては、交付規程第七条第一項の規定において、「交付申請書又は・・・変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、・・・補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行う」としているところであり、例えば、交付規程第五条の規定に基づき申請のあった交付申請書に記載する「車両の使用目的」の「内容を審査」し、交付要綱第二条における「反復・継続した走行に伴うCO2排出削減」につながらないと考えられ、同項における「補助金を交付すべきもの」と認められない場合には、御指摘のように「保留又は不交付」としている。

二について

御指摘の「補助金交付に影響を与える」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の商用車補助金事業に係る補助金の

交付の「判断」に関し、「報道内容」それ自体を「考慮」することは想定しておらず、いずれにせよ、「報道内容がどのように考慮されるか」とのお尋ねの点も含め、「報道内容」に影響を及ぼし得ることに關しては、政府としてお答えを差し控えたい。なお、報道の有無に限らず、一について述べた「車両の使用目的」の内容等に疑義がある場合には、必要な情報収集等を行い、商用車補助金事業に係る補助金の交付についての判断を行うこととしている。

三について

お尋ねについては、個別の事業者が作成した御指摘の「当該文書」の「記載」の内容に関するものであり、その一々について、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、お尋ねの「当該事案」の具体的に指し示すものが必ずしも明らかでないところ、商用車補助金事業に係る補助金の「交付・返還等」に関しては、例えば、令和八年四月十七日の閣議後記者会見において、石原環境大臣が「環境省においては、EVバスを運行する者に対して補助金を交付しているところであります。運行を行わないのであれば、補助金の返還を求めることになります。環境省としても、ぜひ御理解していただきたいのは、大阪メトロに対して交付しておりますので、大阪メトロに交付したEVモーターズ・ジャパン社製のEVバスの補助金については、大阪メトロに返還を求めてまいりたいと思います」と述べているとおりである。

四について

前段のお尋ねについては、「補助金の交付停止、保留又は不交付が判断された事例」に関し、御指摘の「特定の製品又は事業者」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではなく、また、調査に膨大な作業を要することから、網羅的かつ正確に把握することは困難であるが、例えば、脱炭素化に向けた商用車の電動化を目的

とした補助金に係る事業について、令和三年度から令和七年度までの五年間の確認を行ったところ、現時点で確認できる範囲では、「報道」それ自体を「理由」として、御指摘のように「補助金の交付停止、保留又は不交付が判断された事例は存在しない」。

後段のお尋ねについては、三について述べたとおり、個別の事業者が作成した御指摘の「当該文書」の「記載」の内容に関するものであり、その一々について、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、商用車補助金事業については、JATAにおいて、交付要綱等に基づき適切に運用されているものと考えている。

五について

御指摘の「特定の事業者が報道により補助金交付等に支障が生じた旨公表すること」及び「誤解を招く又は事実と異なる説明がされている場合」については、様々な状況等が考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「補助事業の公正性及び透明性に対する国民の信頼を損なうおそれがある」場合には、「補助事業の信頼性確保の観点から」必要に応じて、「事業者」に対して事実関係の説明等の「適切な対応」を求めることになると考えている。

小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年四月二十七日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書

小泉進次郎防衛大臣は令和八年四月十九日、オーストラリア訪問に関するXの投稿において、同国海軍のハモンド中将と齋藤聡海上幕僚長との関係を「軍人同士の友情」と表現した。

「安倍総理が自衛隊を「わが軍」と呼称したことに関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一六八号)に対する答弁(内閣衆質一八九第一六八号)において、政府は、「自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであると考えている」と答弁した。一方、「我が国を防衛することを主たる任務とし憲法第九条の下で許容される「武力の行使」の要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。」と答弁した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 野呂田芳成防衛庁長官(当時)は、平成十一年八月六日の参議院外交・防衛委員会において、「自衛隊は国内法上必要最小限度を超える実力を保持し得ないなどの憲法上の制約を課せられており、このような制約がない諸外国の軍隊とは異なるものと考えられます。このような自衛隊の構成員たる自衛官も通常の観念で考えられる軍人とは異なるのではないか、こういうふう認識しております。」と答弁した。この政府見解に変更はないか示されたい。

二 石破茂防衛庁長官(当時)は、平成十五年五月七日の参議院決算委員会において、「この防衛駐在官が集めてくる情報というものは、私、読んでいて本当にはつとすること、目からうろこが落ちること、たくさんあるのですが、よくここまで調べてきたなということがたくさんあり

ます。そして、それはある意味、軍人同士でなければ、私どもの自衛官は軍人ではございませんが、でなければ分からないものというのがたくさんある。」と答弁した。この「自衛官は軍人ではございません」との政府見解に変更はないか示されたい。

三 小泉防衛大臣は自衛官を軍人と認識しているか、政府の見解を示されたい。

四 「自衛隊は、(略)通常の観念で考えられる軍隊とは異なる」という前記政府見解と小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したこととの整合性について、政府の認識を示されたい。

五 自衛官を「軍人」と表現したことについて、用語の使用に関する基準又は方針が存在するか示されたい。

六 小泉防衛大臣は、令和八年四月二十一日の記者会見において、「今回の発信においても、これまで海上自衛隊とオーストラリア海軍の間において、海幕長とオーストラリア海軍本部長とのトップレベルの交流、艦艇の相互訪問や共同訓練といった部隊間の協力・交流等を通じて積み上げられてきた、Military to Military、これもよく使う言葉ですけども、この関係をより分かりやすく国民の皆様には伝える観点から、軍人同士と表記したものであります。」と発言した。

前記の答弁書及び委員会答弁を踏まえれば、「より分かりやすく国民の皆様には伝える」ためであっても、自衛官を「軍人」と表現すべきでないと思料する。小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことは適切か、政府の見解を示されたい。不適切とする場合、小泉防衛大臣の発信に係る政府の評価及び今後の発信の在り方を示されたい。

右質問する。

令和八年五月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

平成十一年八月六日の参議院外交・防衛委員会において、野呂田防衛庁長官(当時)が「自衛隊は国内法上必要最小限度を超える実力を保持し得ないなどの憲法上の制約を課せられており、このような制約がない諸外国の軍隊とは異なるものと考えられます。このような自衛隊の構成員たる自衛官も通常の観念で考えられる軍人とは異なるのではないか、こういうふう認識しております。しかしながら、一般に国際的な関係においては軍隊あるいは軍官に適用される国際法が自衛隊に適用される場合もありまして、一般的に言えば、国際法上あるいは自衛隊は軍隊として取り扱われ、自衛官についても軍人として取り扱われるものもあると考えています。」と述べているところであり、現在もこの答弁において示された政府の見解(以下「当該見解」という。)に変更はない。また、御指摘の平成十五年五月七日の参議院決算委員会における石破防衛庁長官(当時)の「自衛官は軍人ではございません」この答弁については、当該見解を踏まえて述べたものであり、小泉防衛大臣の認識も当該見解と同様である。

四及び六について

お尋ねの「小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したこと」については、当該見解を踏まえたものである。

五について

お尋ねの「自衛官を「軍人」と表現したことに
ついて、用語の使用に関する基準又は方針」の
具体的意味するところが必ずしも明らかでは
ないが、いずれにせよ、一般に、政府におい
ては、当該見解を踏まえて「軍人」という用語が用
いられているものと考えている。

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及
び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関す
る質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

令和八年四月二十七日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱
及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に
関する質問主意書

令和八年四月十二日に開催された第九十三回自
由民主党大会において、陸上自衛官が国歌を歌唱
し、当該自衛官の上官である陸上自衛隊中央音楽
隊副隊長が同行していたとされる。当該副隊長の
同行について、防衛省に資料を要求したところ、
令和八年四月二十日に回答資料が提出された。同
資料には、「陸上自衛隊中央音楽隊の副隊長は、
当該自衛官から同行して欲しいとの相談を受け、
私人として応じた」と聞いている。」と記載されて
いる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 当該副隊長が、「当該自衛官から同行して欲
しいとの相談を受け」同行したことは事実か示
されたか。

二 「当該自衛官から同行して欲しいとの相談」
は、勤務時間内外及び陸上自衛隊の施設内外の
いずれにて行われたか示されたい。

令和八年五月十三日 参議院会議録第十二号

質問主意書及び答弁書

三 当該副隊長の同行は、公務としてではなく
「私人として応じた」ものか示されたい。「私人
として応じた」場合、同行は勤務時間外の行為
と理解してよいのか示されたい。

四 防衛省は当該副隊長の同行を「私人として応
じた」と回答している。部下からの相談に基づ
く同行であるにもかかわらず、これを「私人と
して応じた」と判断した理由を示されたい。ま
た、職務とは無関係と判断した基準を示され
たい。

五 当該自衛官が当該副隊長に同行を相談した趣
旨及び理由について、政府として把握してい
るか示されたい。把握している場合、その趣旨及
び理由を具体的に示されたい。把握していない
場合、前記四の判断をどのように行ったか示さ
れたい。

六 上官である当該副隊長と部下である当該自衛
官が、今回と同様に、職務上の関係ではなく私
的な関係に基づき行った事案の有無について、
政府は確認しているのか示されたい。

七 昭和五十六年三月三日の衆議院予算委員会第
一分科会において、「最近さまざまな団体、私
たちから見れば右翼と思われるような政治団
体、あるいは政治家が主宰する団体に現職の自
衛官が参加しているようなケースもあるよう
ありますが、こういうのは防衛庁として全く自
由にしているのですか。」との質疑に対し、政府
は、「自衛隊法には自衛隊の隊員の政治的な活
動についての制限条項もございしますし、そう
いうものの誤解のおそれのあるようなことは慎
むべきであることは論を待ちません。」と答弁
した。この政府の見解に変更はないか示され
たい。

八 昭和五十四年四月十九日の衆議院内閣委員会
において、山下元利防衛庁長官(当時)は、「一
般的に政治目的がはつきりしている大会の出席
については慎重な配慮が必要であるということ
は、かねがね申しておる次第でございしますの

で、これはもうその方針を進めてまいりたいと
思う次第でございします。」と答弁した。この政府
の見解に変更はないか示されたい。また、第九
十三回自由民主党大会は、同答弁における「政
治目的がはつきりしている大会」に該当する
か、同大会への当該自衛官及び当該副隊長の出
席は、同答弁における「出席」に該当するか、政
府の見解を示されたい。

九 前記七及び八の答弁を踏まえれば、自衛官が
私人として政党の大会に出席する場合でも、政
治的中立性等について「誤解のおそれのあるよ
うなことは慎むべき」と考えるが、政府の認識
を示されたい。

十 上官である当該副隊長と部下である当該自衛
官が第九十三回自由民主党大会に関与すること
について、問題ないと判断した理由を示され
たい。

十一 当該副隊長の同行について、防衛省・自衛
隊の内部で事前に検討や協議を行った事実はあ
るか示されたい。

十二 当該自衛官の第九十三回自由民主党大会に
おける国歌の歌唱については、防衛省・自衛隊
において法令との関係を含めた検討が行われて
いたと承知しているが、当該副隊長の同行につ
いても同様の検討を行ったか示されたい。検討
を行った場合、同行の必要性や相談の理由につ
いて、どのような確認を行ったか示されたい。
検討を行っていない場合、その理由を示すと
ともに、同じ政党の大会に係る行為であるにもか
かわらず、政府の対応が異なる理由を示され
たい。

十三 上官である当該副隊長と部下である当該自
衛官の同じ政党の大会への関与については、国
民に組織的な関与と解釈されるおそれがあった
と考えるが、政府の認識を示されたい。

十四 小泉進次郎防衛大臣は令和八年四月十七日
の記者会見において、「仮に情報が上がってい

れば、別の判断もあり得たと考えています。」と
発言している。同発言の趣旨を示されたい。特
に、「別の判断の内容を具体的に示されたい。
また、当該自衛官の第九十三回自由民主党大会
における国歌の歌唱について、不適切であった
と認識しているのか示されたい。
右質問する。

令和八年五月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出自由民主党大
会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛
隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問に
対する答弁書

一及び三の後段について
先の答弁書(令和八年四月二十八日内閣参質
二二一第三五号。以下「前回答弁書」という。)十
一についてにおいて、「陸上自衛隊中央音楽隊
の副隊長は、当該自衛官から御指摘の「同大会
に同行してほしいとの相談を受け、勤務時間外
において「同大会」に出席したものである。」と
答えた」とおりである。

二及び五について
お尋ねの「勤務時間内外及び陸上自衛隊の施
設内外のいずれにて行われたか」及び「同行を相
談した趣旨及び理由」については把握しておら
ず、御指摘の「前記四の判断」については行っ
ていない。

三の前段及び四について
お尋ねの「基準」の具体的意味するところが
必ずしも明らかではないが、お尋ねについて

は、御指摘の「回答資料」において「私人として応じた」と聞いている。」と記載しているところであり、防衛省として御指摘の「第九十三回自由民主党大会（以下「党大会」という。）の前にお尋ねのように「私人として応じた」と判断した」ものではなく、また、「職務とは無関係と判断した」ものではない。 六について お尋ねの「職務上の関係ではなく私的な関係に基づき行った事案の有無」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。 七について 昭和五十六年三月三日の衆議院予算委員会第一分科会における御指摘の夏目防衛庁長官官房長（当時）の答弁において示された政府の見解に変更はない。 八の前段について 昭和五十四年四月十九日の衆議院内閣委員会における御指摘の山下防衛庁長官（当時）の答弁において示された政府の見解に変更はない。 八の後段について お尋ねについては、特定の政党の活動を前提とするものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。 九について お尋ねについては、一般論として申し上げれば、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十一条第一項の規定も踏まえ、個別具体的に判断すべきものと考えている。 十について お尋ねの「第九十三回自由民主党大会に関与する」及び「問題ないと判断した」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「当該自衛官」の行為については、党大会の前に防衛省人事教育局及び陸上幕僚監部の担当者、自衛隊法第六十一条第一項の規定により	り禁止されている政治的行為には該当しないことを確認したものであり、「当該副隊長」の行為については、党大会の前に同様の確認をしたものではない。 十一及び十二について お尋ねの「検討や協議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「当該副隊長の同行」については、「当該自衛官」から党大会に同行してほしいとの相談を受け、勤務時間外において党大会に出席したものであり、また、党大会の前に防衛省人事教育局及び陸上幕僚監部の担当者への報告があったものではなく、これらの部局の担当者が、党大会の前に、自衛隊法第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為に該当しないことを確認したものである。 十三について お尋ねの「大会への関与」及び「国民に組織的な関与と解釈されるおそれ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、前回答弁書十一についてでお答えしたとおりである。 十四について 前段及び中段のお尋ねについては、令和八年四月十七日の記者会見において、小泉防衛大臣が「一般論として申し上げれば、政党の行事への自衛官の参加は、個別具体的に判断されるべきものであることから、仮に情報が上がつていれば、別の判断もあり得たと考えています。」と述べたとおりである。 後段のお尋ねについては、同月十六日の衆議院本会議において、同大臣が「幹部への報告や、関係部署の情報共有について反省すべき点があったと考えており、自衛隊の活動に対する国民の理解を得る観点からも、今後は、幹部への報告や、関係部署の情報共有を徹底してまいります。」と答弁しているところである。